

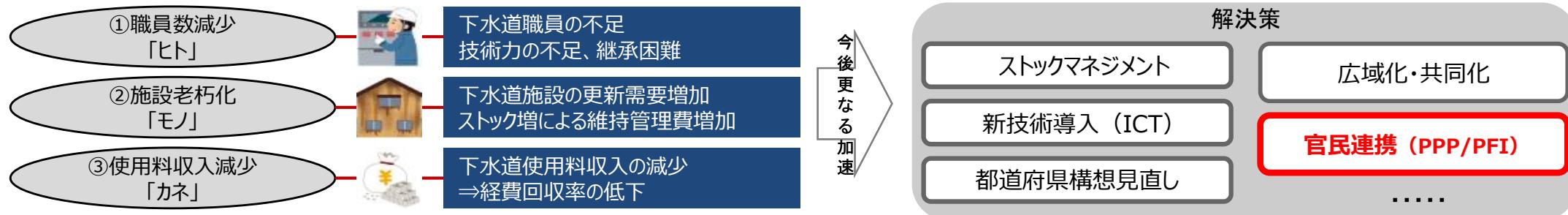
## 下水道分野における 「水の官民連携」(ウォーターPPP)の推進について

国土交通省  
水管理・国土保全局 上下水道企画課  
令和8年2月

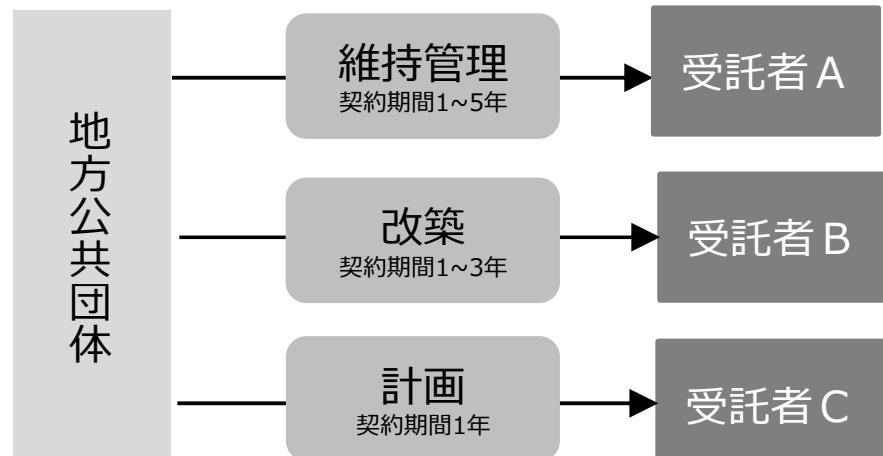
# なぜ「水の官民連携」(ウォーターPPP)が必要なのか?

## 概要とポイント・留意点

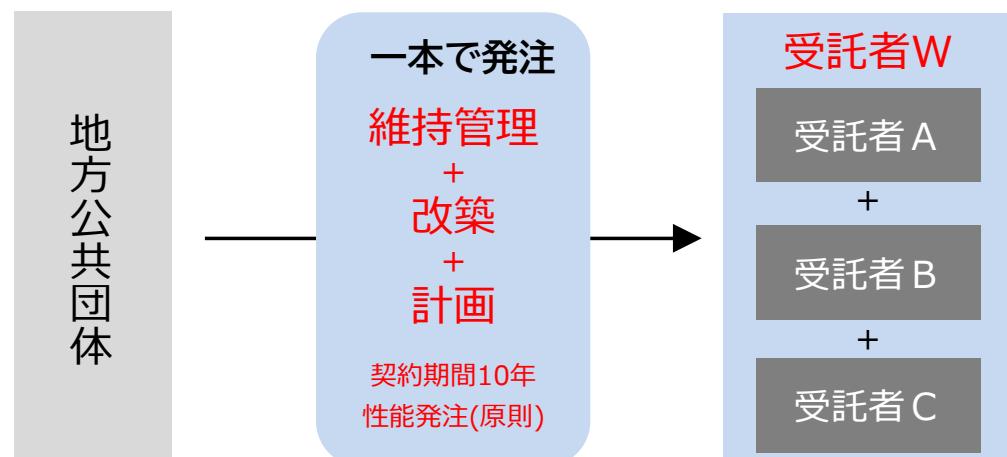
(参考)「水の官民連携」(ウォーターPPP)レベル3.5の必要性とイメージ



従来の業務形態  
～個別発注～



これからの業務形態  
～「水の官民連携」(ウォーターPPP)～



- 各取組に応じて、発注・契約・管理等を実施。短期間。  
→ (自治体) 発注と管理に追われて、人手不足の中大変。  
複数の工事の調整も高度で困難。
- (民間) 業務が小さい・短い人手がかかり投資がしづらい。  
性能発注が原則でないため、創意工夫の余地が少ない。

- 各取組が一体化、発注・契約・管理等一元化
  - ▶自治体・民間双方にとって、事務負担の軽減
  - ▶管理の質の向上を期待
- 契約期間が長期
  - ▶スケールメリットが大きく、長期的な観点から設備投資を行うことが可能
- 性能発注が原則
  - ▶民間の創意工夫が發揮しやすい
- 各取組間での連携がスムーズ
  - ▶事業の効率化、自治体の労力減

# 下水道分野のPPP/PFI(官民連携)実施状況 ※R7.4時点

- 下水処理場の管理（機械の点検・操作等）については9割以上が民間委託を導入済。
- このうち、施設の巡視・点検・調査・清掃・修繕、運転管理・薬品燃料調達・修繕などを一括して複数年にわたり民間に委ねる包括的民間委託は処理施設で633施設、管路で76契約導入されており、近年増加中。
- 下水汚泥を利用してガス発電や固体燃料化を行う事業を中心にPFI（従来型）・DBO方式は52施設で実施中。
- 下水道分野のウォーターPPPのうち、管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）は、茨城県守谷市【R5.4】、宮城県利府町【R7.4】、コンセッション方式（レベル4）は、静岡県浜松市【H30.4】、高知県須崎市【R2.4】、宮城県【R4.4】、神奈川県三浦市【R5.4】で、それぞれ事業が実施されている。※【】は事業開始

(R7.4時点で実施中のもの。国土交通省調査による)

(\* R5 総務省「地方公営企業決算状況調査」による。R6.3.31時点)

\*\* 管路施設については単一業務のみだが、下水処理場包括的民間委託等と包括された3契約（3団体）を含む  
※1団体で複数の施設を対象としたPPP/PFI事業を行う場合があるため、必ずしも団体数の合計は一致しない

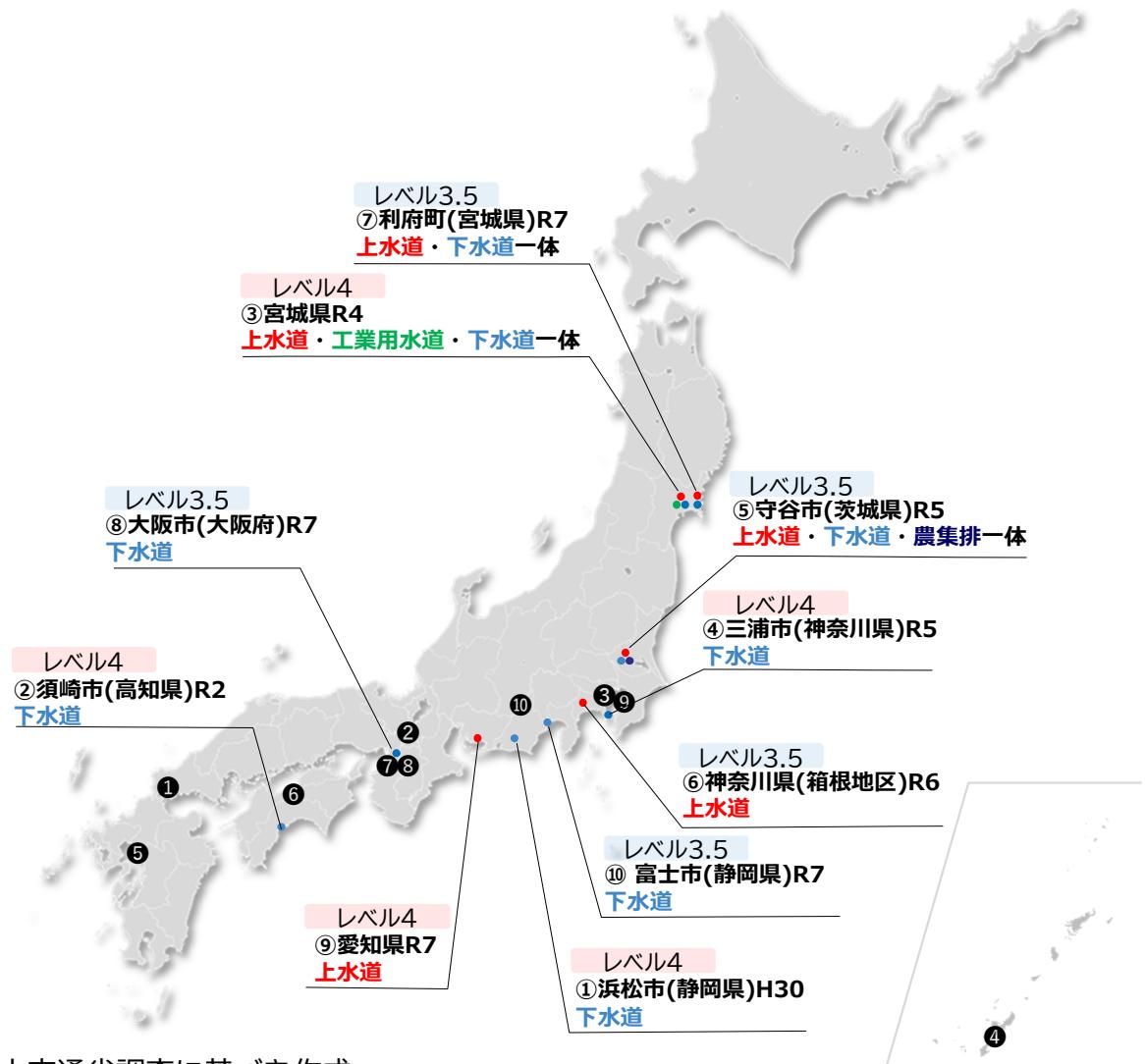
## 下水道施設

	下水処理場 (全国2,151箇所*)	ポンプ場 (全国5,828箇所*)	管路施設 (全国約50万km *)	全体 (全国1,478団体)
包括的民間委託	633箇所 (305団体)	1242箇所(209団体)	76契約 (59団体)	(332団体)
指定管理者制度	60箇所 ( 20団体)	100箇所 (12団体)	34契約 (13団体)	( 20団体)
DBO方式	42箇所 ( 31団体)	3箇所 ( 3団体)	1契約 ( 1団体)	( 34団体)
PFI(従来型)	10箇所 ( 7団体)	0箇所 ( 0団体)	0契約 ( 0団体)	( 7団体)
ウォーターポート	管理・更新一体マネジメント方式 (更新支援型) 1箇所 ( 1団体)	2箇所 ( 2団体)	1契約 ( 1団体)	( 2団体)
	管理・更新一体マネジメント方式 (更新実施型) 0箇所 ( 0団体)	0箇所 ( 0団体)	0契約 ( 0団体)	( 0団体)
	PFI(コンセッション方式) 7箇所 ( 4団体)	11箇所 ( 3団体)	2契約 ( 2団体)	( 4団体)

# 「水の官民連携」の実施／導入検討状況 ※R8.1時点

- 上下水道分野の「水の官民連携」は10件が実施中。令和7年度においては、新たに宮城県利府町、大阪府大阪市、愛知県及び静岡県富士市で事業が開始された。
- また、現在、上下水道分野で10件が入札公募等を行っている。

※入札・公募資料が公表されているホームページ一覧(<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001965418.xlsx>)



## 事業実施中の案件（上下水道分野のみ）

地方公共団体	方式	分野	事業開始
① 静岡県浜松市	レベル4	下水道	H30.4
② 高知県須崎市	レベル4	下水道	R2.4
③ 宮城県	レベル4	上工下水道	R4.4
④ 神奈川県三浦市	レベル4	下水道	R5.4
⑤ 茨城県守谷市	レベル3.5	上下水道	R5.4
⑥ 神奈川県(箱根地区)	レベル3.5	水道	R6.4
⑦ 宮城県利府町	レベル3.5	上下水道	R7.4
⑧ 大阪府大阪市	レベル3.5	下水道	R7.9
⑨ 愛知県	レベル4	上工水道	R7.12
⑩ 静岡県富士市	レベル3.5	下水道	R8.1

## 入札公募中の案件（上下水道分野のみ）

地方公共団体	方式	分野	入札公募 <sup>※1</sup>
① 山口県宇部市	レベル4	下水道	R6.10
② 京都府城陽市	レベル3.5	上下水道	R6.11
③ 神奈川県葉山町	レベル3.5	下水道(管路)	R7.4
④ 沖縄県宜野湾市	レベル3.5	下水道	R7.6
⑤ 熊本県荒尾市	レベル3.5	上水道	R7.7
⑥ 愛媛県新居浜市	レベル3.5	上工下水道	R7.9
⑦ 大阪府河内長野市 <sup>※2</sup>	レベル3.5	下水道	R7.9
⑧ 大阪府大阪狭山市 <sup>※2</sup>	レベル3.5	下水道	R7.9
⑨ 神奈川県葉山町	レベル4	下水道(施設等)	R7.10
⑩ 長野県飯田市	レベル3.5	下水道	R7.11

※1 コンセッション方式（レベル4）は実施方針の公表

※2 河内長野市及び大阪狭山市は共同発注

## ① 案件形成に向けた情報・ノウハウの共有

- 「水分野のPPP/PFI（官民連携）推進会議（官民連携推進会議）」（H27設置、R7改称）
  - ・多様なPPP/PFI導入に向けた情報・ノウハウの共有・意見交換等
  - ・官民連携推進会議 <数か月に1回程度開催> 全国の地方公共団体が参加（R2- オンライン併用）
  - ・ウォーターPPP分科会 <年2-3回程度開催> R5設置
- 下水道分野のウォーターPPP相談窓口（R5設置）
- 首長等へのPPP/PFI導入の働きかけ
- ウォーターPPP理解促進パンフレット（首長・議会・府内/住民等向け）（R7-）
- 国土交通省（上下水道審議官グループ）ホームページでの情報等の共有 等

上下水道ウォーター  
PPPマイスター創設



## ② ガイドライン等の整備

- 下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン  
※第2.0版を公表（R7.4） 【随時更新】
- 下水道分野におけるウォーターPPPに関するQ&A  
※主に管理・更新一体マネジメント方式に関するもの 【随時更新】
- PPP/PFI手法選択GL（R5.3）  
※説明資料にウォーターPPPの要素を追加（R5.6）
- 上下水道分野における民間提案の手引き（R6.4）
- その他
  - ・下水道事業における公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン（R4.3）
  - ・処理場等包括的民間委託導入ガイドライン（R2.6）  
※（公社）日本下水道協会
  - ・下水管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン（R2.3）
  - ・処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン（H30.12）  
※（公社）日本下水道協会
  - ・性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン（H13.4）

## ③ 財政的支援

- モデル都市支援（H28-）
  - ・ウォーターPPP等の導入検討の進め方支援を実施
  - ・R7実績（6件）  
秋田県湯沢市、栃木県小山市、埼玉県本庄市、富山県射水市、長野県軽井沢町、島根県松江市
- ウォーターPPP導入検討費補助（R5補正-）
  - ・R5補正で国費定額支援制度を創設、R7当初でも同様に措置
- 社会資本整備総合交付金等
  - ・PPP/PFI導入の民間提案を求め適切な提案を採用することを要件化（R5-）
  - ・コンセッション方式内の改築等整備費用に対し、重点配分（R5-）
  - ・上下水道一体のウォーターPPP内の改築等整備費用に対し、重点配分（R6-）
  - ・汚水管の改築に係る国費支援に関し、一部の例外を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを要件化（R9-）

# 水分野のPPP/PFI(官民連携)推進会議

- 「水道分野における官民連携推進協議会」※、「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」(PPP/PFI検討会)等を実施  
※経済産業省と共に、工業用水道を含む。
- 執行体制の脆弱化、財政状況の逼迫、老朽化施設の増大等の課題を解決し、上下水道の持続可能性をさらに向上させるため、それぞれの会の構成を見直し、新たに「水分野のPPP/PFI(官民連携)推進会議」(官民連携推進会議)等を設置
- これまで別個に実施していた会の取扱分野等を見直すことにより、柔軟な運営が可能に

(従来)令和6年度まで

【水道分野】

## 官民連携推進協議会

- 地方公共団体及び民間事業者等を対象に官民の連携の促進

【下水道分野】

## PPP/PFI検討会

- 地方公共団体を対象に情報・ノウハウの共有・意見交換(多様な官民連携)

## ウォーターPPP分科会

- 地方公共団体を対象に情報・ノウハウの共有・意見交換(ウォーターPPP)

## 民間セクター分科会

- 民間事業者等を対象に課題や解決方策に対して具体的な検討

(新)令和7年度から

## 官民連携推進会議(本会議)

- 情報・ノウハウの共有・意見交換(多様な官民連携)
- 官民の連携の促進(マッチング)  
※地方公共団体及び民間事業者等を対象

## ウォーターPPP分科会

- 情報・ノウハウの共有・意見交換(ウォーターPPP)  
※地方公共団体を対象

## モニタリング小分科会(試行)

- 情報・ノウハウの共有・意見交換(ウォーターPPPのモニタリング)  
※地方公共団体を対象

【分野】水道及び下水道を対象(分野ごとの開催も可能)

- ▶ 分野横断型、広域型等の案件形成、分野ごとの課題の解決等を推進
- 【対象】本会議には、地方公共団体及び民間事業者等いずれも参加可能
- ▶ 情報・ノウハウのより広い範囲への共有

- 地方やオンラインでの開催により、上下水道に携わる多くの地方公共団体、民間事業者等が参加可能に。

時期	会議	場所	内容	対象
6月27日	第1回 官民連携推進会議 (旧 PPP/PFI検討会)	(完全オンライン)	・情報提供	・地方公共団体 ・民間事業者等
7月22日	第2回 官民連携推進会議 (旧 官民連携推進協議会)	仙台市内 (オンライン併用)	・情報提供 ・官民フリーマッチング	・地方公共団体 ・民間事業者等
7月28日	第1回 ウォーターPPP分科会	大阪市内 (現地会場のみ)	・意見交換	・地方公共団体
9月4日	第2回 ウォーターPPP分科会	東京都内 (現地会場のみ)	・意見交換	・地方公共団体
9月26日	第3回 官民連携推進会議 (旧 官民連携推進協議会)	福岡市内 (オンライン併用)	・情報提供 ・官民フリーマッチング	・地方公共団体 ・民間事業者等
10月10日	第3回 ウォーターPPP分科会	名古屋市内 (現地会場のみ)	・意見交換	・地方公共団体
11月20日	第4回 官民連携推進会議 (旧 官民連携推進協議会) (旧 PPP/PFI検討会) (旧 民間セクター分科会)	東京都内 (オンライン併用)	・情報提供 ・官民フリーマッチング	・地方公共団体 ・民間事業者等
1月29日	第5回 官民連携推進会議 (旧 官民連携推進協議会)	京都市内 (オンライン併用)	・情報提供 ・官民フリーマッチング	・地方公共団体 ・民間事業者等
2月20日	第6回 官民連携推進会議 (旧 PPP/PFI検討会)	(完全オンライン)	・情報提供	・地方公共団体 ・民間事業者等

※1 現時点での予定を含むため、変更となる可能性がある。※2 会議欄のかっこ内は、令和6年度までの旧称

- 執行体制の脆弱化、財政状況の逼迫、老朽化施設の増大等の課題を解決し、上下水道の持続可能性を向上させるため、「水分野のPPP/PFI（官民連携）推進会議」（官民連携推進会議）等を設置
- 多様なPPP/PFI導入に向けて、先進的なPPP/PFIに取り組む団体からの事例紹介、国からの情報提供、意見交換、官民連携フリーマッチング等を実施。

## ①開催実績

平成22年から101回開催(令和8年1月時点)

※前身の水道分野における官民連携推進協議会(平成22年～)及び下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会(平成27年～)の開催実績を含むのべ開催回数。

## ②参加実績

47都道府県、615市、290町村、42組合 合計994団体(令和7年6月時点)

※地方公共団体のみ計上。

※上下水道の分野を横断した会の開催については、前身の水道分野における官民連携推進協議会(平成22年～)及び下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会(平成27年～)において令和6年度に初開催し、令和7年度以降も引き続き実施。

## ③取組内容(一例)

### 官民連携フリーマッチング



### 先進事例の紹介



### 【官民連携推進会議の概要】

#### 官民連携推進会議(本会議)

- ・ 情報・ノウハウの共有・意見交換(多様な官民連携)
  - ・ 官民の連携の促進(マッチング)
- ※地方公共団体及び民間事業者等を対象

#### ウォーターPPP分科会

- ・ 情報・ノウハウの共有・意見交換(ウォーターPPP)
- ※地方公共団体を対象

#### モニタリング小分科会(試行)

- ・ 情報・ノウハウの共有・意見交換(ウォーターPPPのモニタリング)
- ※地方公共団体を対象

【分野】水道及び下水道を対象(分野ごとの開催も可能)

- ▶ 分野横断型、広域型等の案件形成、分野ごとの課題の解決等を推進
- 【対象】本会議には、地方公共団体及び民間事業者等いずれも参加可能
- ▶ 情報・ノウハウのより広い範囲への共有

※令和6年度まで実施していた「水道分野における官民連携推進協議会」(官民連携推進協議会)、「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」(PPP/PFI検討会)等の建付等を見直し、今年度より「水分野のPPP/PFI(官民連携)推進会議」(官民連携推進会議)を設置。

# 官民連携推進会議 ウォーターPPP分科会

- 「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）」（第19回民間資金等活用事業推進会議）が決定され、水道、下水道、工業用水道分野において、コンセッション方式に加え、同方式に段階的に移行するための官民連携方式として、新たに「管理・更新一体マネジメント方式」を含めた「ウォーターPPP」の活用が位置づけられた。
- 執行体制の脆弱化、財政状況の逼迫、老朽化施設の増大等が進む中、上下水道の持続性確保のためにウォーターPPPを導入する際に課題となる事項や解決方策に対し具体的な検討を行うウォーターPPP分科会を設置。
- 先進地方公共団体や有識者等の助言を得ながら、導入検討上の課題等に関する意見交換等を実施。

## 大阪会場



## 東京会場



## 名古屋会場



## 開催実績

年月日	開催地	内容	地方公共団体数	参加者数	有識者	先進地方公共団体
R7.7.28	大阪	・情報提供 ・班別討議	60団体	123名	東京大学 加藤先生／弁護士 高橋先生／福山市立大学 清水先生／PFI機構 金谷先生	宮城県／宮城県 利府町／神奈川県／神奈川県 葉山町／静岡県 浜松市／高知県 須崎市
R7.9.4	東京	・情報提供 ・班別討議	62団体	110名	東京大学 加藤先生／弁護士 高橋先生／東洋大学 難波先生／PFI機構 金谷先生	宮城県／宮城県 利府町／神奈川県／神奈川県 葉山町／静岡県 浜松市／高知県 須崎市
R7.10.10	名古屋	・情報提供 ・班別討議	48団体	98名	近畿大学 浦上先生／名古屋大学 平山先生／PFI機構 金谷先生	宮城県／宮城県 利府町／神奈川県／神奈川県 三浦市／神奈川県 葉山町／静岡県 浜松市／高知県 須崎市

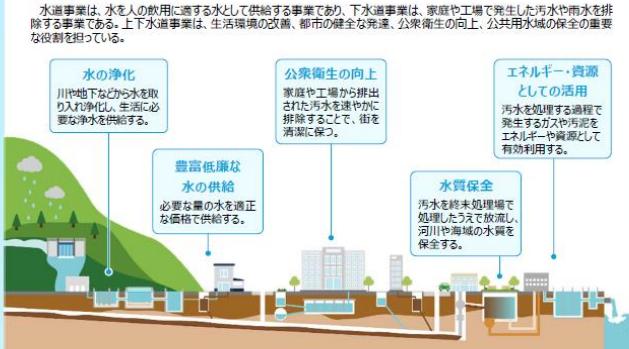
- ウォーターPPP(特にレベル3.5)理解促進に役立てていただくためパンフレットを公表。※国土交通省ホームページ参照
- 首長・議会・庁内向け説明資料を想定したものと、住民向け広報資料を想定したもの2つ。

## 【首長・議会等】向けパンフレット

### ウォーターPPPの仕組みと効果

**1 上下水道の役割**

水道事業は、水を人の飲用に適する水として供給する事業であり、下水道事業は、家庭や工場で発生した汚水や雨水を排除する事業である。上下水道事業は、生活環境の改善、都市の健全な発達、公衆衛生の向上、公共用水域の保全の重要な役割を担っている。



**2 上下水道事業が抱える課題**

上下水道は住民の暮らしの安心・安全の確保と豊かな水環境の保全に不可欠な存在となっている。一方で、執行体制の脆弱化や老朽化施設の増大、人口減少等に伴う厳しい経営環境など、上下水道が抱える課題は深刻化を懸念している。上下水道事業を持続可能なものとし、今後も住民に対して安定したサービスを提供するためには、こうした課題への適切な対応が必要となる。

ヒト	モノ	カネ
職員数の減少	施設の老朽化	料金・使用料収入の減少

ピック時と比較して、水道事業の職員数は約3割減少、下水道事業の職員数は約4割減少

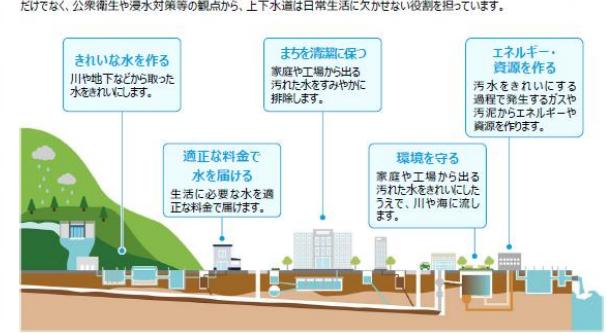
高度成長期に整備された施設の更新が進んでいないため、管路の経年化率(老朽化)が年々上昇

1/6

## 【住民】向けパンフレット

### ウォーターPPPって何だろう?

私たちが生活中で使う水は、川や地下から取り入れられ浄水場できれいにし家庭に届けられます。使用された水は、処理場できれいにしたうえで、川や海に流れます。地方公共団体は、この水の一連の流れを上下水道として守っています。飲み水としてだけでなく、公衆衛生や浸水対策等の観点から、上下水道は日常生活に欠かせない役割を担っています。



**きれいな水を作る**  
川や地下などから取った水をきれいにします。

**まちを清潔に保つ**  
家庭や工場から出る汚れた水をすみやかに排出します。

**エネルギー・資源を作る**  
汚水をきれいにする過程で発生するガスや汚泥をエネルギー・資源として有効利用します。

**適正な料金で水を届ける**  
生活に必要な水を適正な料金で届けます。

**環境を守る**  
家庭や工場から出る汚れた水をきれいにしたうえで、川や海に流れます。

**上下水道が抱える課題**

このように私たちの生活にならない上下水道ですが、その多くが現在、担い手の不足や施設の老朽化、人口減少による水道料金・下水道使用料の収入の減少といった課題を抱えています。

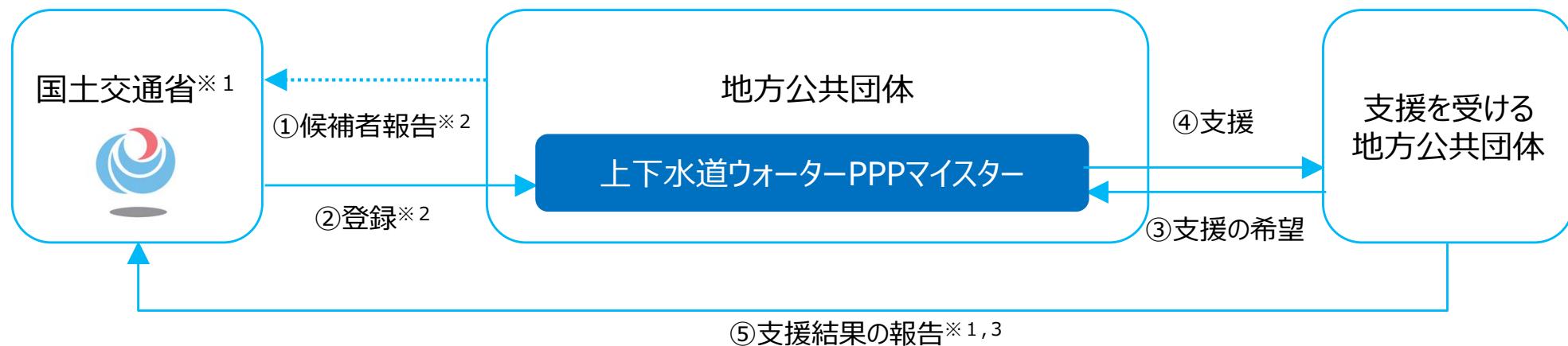
ヒト	モノ	カネ	必要な取組
担い手の減少	施設の老朽化	収入の減少	必要な取組 ▪ 職員不足の補完 ▪ 民間のノウハウ・創意工夫による事業の効率化 ▪ 経営の改善
・管理運営に必要な人手の不足 ・技術力の不足 ・技術継承が困難	・維持管理や更新に費用や労力がかかる施設の増加 ・道路陥没などのおそれ	・人口減少による料金収入減少 ・大幅な水道料金・下水道使用料の上昇	今後さらに加速 

持続的な上下水道の管理運営のためには、これらの課題への対応が必要です。その課題を解決する取組の一つとして民間のノウハウ・創意工夫を活用する「ウォーターPPP」が位置付けられ、地方公共団体で導入検討が進められています。

1/4

- 上下水道分野のウォーターPPP導入検討等について知識・経験・熱意のある地方公共団体※職員を、「上下水道ウォーターPPPマイスター」として登録。 ※ウォーターPPP導入検討費補助を活用した地方公共団体
- 支援を受けたい地方公共団体は、名簿を確認の上、連絡を取り、支援の内容・方法、旅費等の費用負担その他必要な事項について、自ら個別に協議。

### 【支援イメージ】



※ 1 候補者報告及び登録並びに支援結果の報告は、最寄りの地方支分部局を窓口とする。

※ 2 上下水道ウォーターPPPマイスターには、ウォーターPPPの導入検討費用補助を活用した地方公共団体の職員を登録する。

※ 3 国土交通省から上下水道ウォーターPPPマイスター又は支援を受ける地方公共団体に支援結果の報告を求めることがある。

### ○ 支援内容の具体例

導入可能性調査の実施方法に関する助言／事業者を選定するための委員会の外部委員／庁内勉強会の講師

導入検討等を実施する上での知見やノウハウ等を補完する役割を担う。※4

※4 その他効果・メリット等の対外的な発信、理解促進のための広報活動も想定

例) ウォーターPPP分科会等での助言／国の地方公共団体等に向けたメーリングリストでの記事の提供

# 「水の官民連携」の実施/導入検討状況一覧

- 「水の官民連携」(ウォーターPPP)の入札・公募資料が掲載されているホームページのURLを一覧表に取りまとめ。

※国土交通省ホームページに掲載(<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001965418.xlsx>)

## (例) 【コンセッション方式】

No.	方式	事業名	水道	下水道	その他	都道府県	市町村	事業開始	事業終了	事業期間	受託事業者	掲載箇所 (募集要項、契約書、要求水準書が記載されているページのURL)	
1	コンセッション方式	浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業		○		静岡県	浜松市	2018年4月	2038年3月	20年間	浜松ウォーターシンフォニー株 出資企業:ヴェオリア・ジャパン合同会社、ヴェオリア・ジェネッツ株、月島JFEアクアソリューション株、オリックス株、須山建設株、東急建設株	募集要項	<a href="https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/documents/72205/bosyuuyoukou20161130.pdf">https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/documents/72205/bosyuuyoukou20161130.pdf</a>
											契約書	<a href="https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/documents/72205/jisshikeiyakushoteketsuban.pdf">https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/documents/72205/jisshikeiyakushoteketsuban.pdf</a>	
											要求水準書	<a href="https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/documents/72205/youkyuuusuijunsyo_an20160805.pdf">https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/documents/72205/youkyuuusuijunsyo_an20160805.pdf</a>	
											その他	<a href="https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/g-sisetu/gesui/seien/koubo.html">https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/g-sisetu/gesui/seien/koubo.html</a>	
2	コンセッション方式	須崎市公共下水道等運営事業		○		高知県	須崎市	2020年4月	2039年9月	19.5年間	株クリンパートナーズ須崎 出資企業:株NJS、株四国ポンプセンター、カナディア中四国サービス株、株民間資金等活用事業推進機構、株四国銀行	募集要項	<a href="https://www.city.susaki.lg.jp/download/?t=LD&amp;id=3767&amp;fid=15536">https://www.city.susaki.lg.jp/download/?t=LD&amp;id=3767&amp;fid=15536</a>
											契約書	<a href="https://www.city.susaki.lg.jp/download/?t=LD&amp;id=3767&amp;fid=15549">https://www.city.susaki.lg.jp/download/?t=LD&amp;id=3767&amp;fid=15549</a>	
											要求水準書	<a href="https://www.city.susaki.lg.jp/download/?t=LD&amp;id=3767&amp;fid=15539">https://www.city.susaki.lg.jp/download/?t=LD&amp;id=3767&amp;fid=15539</a>	
											その他	<a href="https://www.city.susaki.lg.jp/life/detail.php?hdnKey=3767">https://www.city.susaki.lg.jp/life/detail.php?hdnKey=3767</a>	

## (例) 【管理・更新一体マネジメント方式】

No.	方式	事業名	水道	下水道	その他	都道府県	市町村	事業開始	事業終了	事業期間	受託事業者	掲載箇所 (募集要項、契約書、要求水準書が記載されているページのURL)	
1	管理・更新一体マネジメント方式	利府町上下水道事業包括的民間委託	○	○		宮城県	利府町	2025年4月	2036年3月	10年間	株Rifレックス 出資企業:株日水コン、株データベース、株宅配、株NSCテック	募集要項	<a href="https://www.town.rifu.miagi.jp/material/files/group/53/2_bosyuuyoukou.pdf">https://www.town.rifu.miagi.jp/material/files/group/53/2_bosyuuyoukou.pdf</a>
											契約書	<a href="https://www.town.rifu.miagi.jp/material/files/group/53/kihonkeiyakusyo.pdf">https://www.town.rifu.miagi.jp/material/files/group/53/kihonkeiyakusyo.pdf</a>	
											要求水準書	<a href="https://www.town.rifu.miagi.jp/material/files/group/53/3_youkyuuusuizun.pdf">https://www.town.rifu.miagi.jp/material/files/group/53/3_youkyuuusuizun.pdf</a>	
											その他	<a href="https://www.town.rifu.miagi.jp/gyosei/soshikikarasagasu/jougesuidou/keiei/6239.htmlhttps://www.prif.miagi.jp/site/miyagigata/">https://www.town.rifu.miagi.jp/gyosei/soshikikarasagasu/jougesuidou/keiei/6239.htmlhttps://www.prif.miagi.jp/site/miyagigata/</a>	

# 下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン(第2.0版概要)

本ガイドライン 策定(改訂)に あたって	<ul style="list-style-type: none"> <li>■これから導入検討を開始する地方公共団体の実務担当者に分かりやすく、必要不可欠な情報等が盛り込まれていることを最優先に考えて策定</li> <li>■実現の難易度が高い一方で期待される効果・メリットがより大きい工夫をしようとする場合に、参考になる情報等を実施編で記載</li> <li>■地方公共団体が、本ガイドラインの内容を参考にしつつ、関係者間で議論し、地域の実情に即してカスタマイズすることを期待</li> <li>■今後、導入検討が進み、先行事例が増えていく中で、追加で盛り込むべき内容があれば、柔軟に見直し</li> </ul>
ウォーター PPPの コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ウォーターPPPは、職員不足、施設老朽化、料金・使用料収入減少等、上下水道事業・経営の課題解決、持続性向上の一つの有効な手段</li> <li>■社会全体で人手不足が進む中、従来、細分化され短期で委託されていた業務を、まとめて長期で委託するウォーターPPPにより、官民双方の事務負担軽減、より効果的・効率的な事業運営、新たな付加価値の創出が実現することで、人々の生活に欠かせない上下水道サービスが将来にわたり、安定的に提供されることを目指す</li> <li>■担い手となる民間事業者等にとっても持続的に参画することができる環境の構築が必要であり、適切な利益やリスク分担のもと、官民が対等なパートナーとして良好な関係を築き、連携して事業を実施していくことが重要</li> </ul>

## 構成・目次

### I 基礎編

ウォーターPPP(特にレベル3.5)の概要、導入検討から事業終了までの流れ等、これから進めていく上で必要不可欠な情報等

#### 第1章 ウォーターPPPの概要

- ✓ コンセッション方式(レベル4)と管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)

#### 第2章 レベル3.5の4要件

- ✓ ①長期契約(原則10年)、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェア

#### 第3章 導入検討の進め方

- ✓ 対象施設・業務範囲設定の考え方
- ✓ 広域型・分野横断型ウォーターPPP
- ✓ 交付金等要件化の概要・対象

#### 第4章 導入可能性調査(FS)、マーケットサウンディング(MS)等の活用

- ✓ 「管理者の任意」部分の情報収集
- ✓ 「客観的な情報」の収集

#### 第5章 入札・公募等

#### 第6章 事業実施中

#### 第7章 事業終了時

### II 実施編

実現の難易度が高くなる一方で期待される効果・メリットもより大きくなる工夫等をする上で参考になる情報等

#### 第1章 レベル3.5の4要件

- ✓ 要件①から要件④までの工夫等の詳細

#### 第2章 導入検討の進め方(他の地方公共団体や他の分野等との連携)

- ✓ 広域型・分野横断型の効果・メリット、留意点・ポイント(段階的な案件形成等)

#### 第3章 導入可能性調査(FS)、マーケットサウンディング(MS)等の活用

#### 第4章 入札・公募等

- ✓ 留意点・ポイント(手続上の官民対話等の工夫、統括的な管理者、更新実施型/更新支援型、ベンダーロックイン、建設業法等との関係等)
- ✓ レベル3.5の受託者(官民出資会社の活用、下水道公社の活用可能性等)
- ✓ 募集要項等の公表(デジタル・脱炭素等の提案の促進)

#### 第5章 事業実施中

- ✓ モニタリング・履行確認(必要なものを適切に選択して実施、第三者の活用<特に、客観的・中立的な役割・機能>)等

#### 第6章 事業終了時

#### 第7章 導入検討上の留意点・ポイント

- ✓ 地元企業の参画、技術継承、災害対応、民間事業者等が持続的に参画しやすい環境づくり

#### 第8章 都道府県に期待する役割

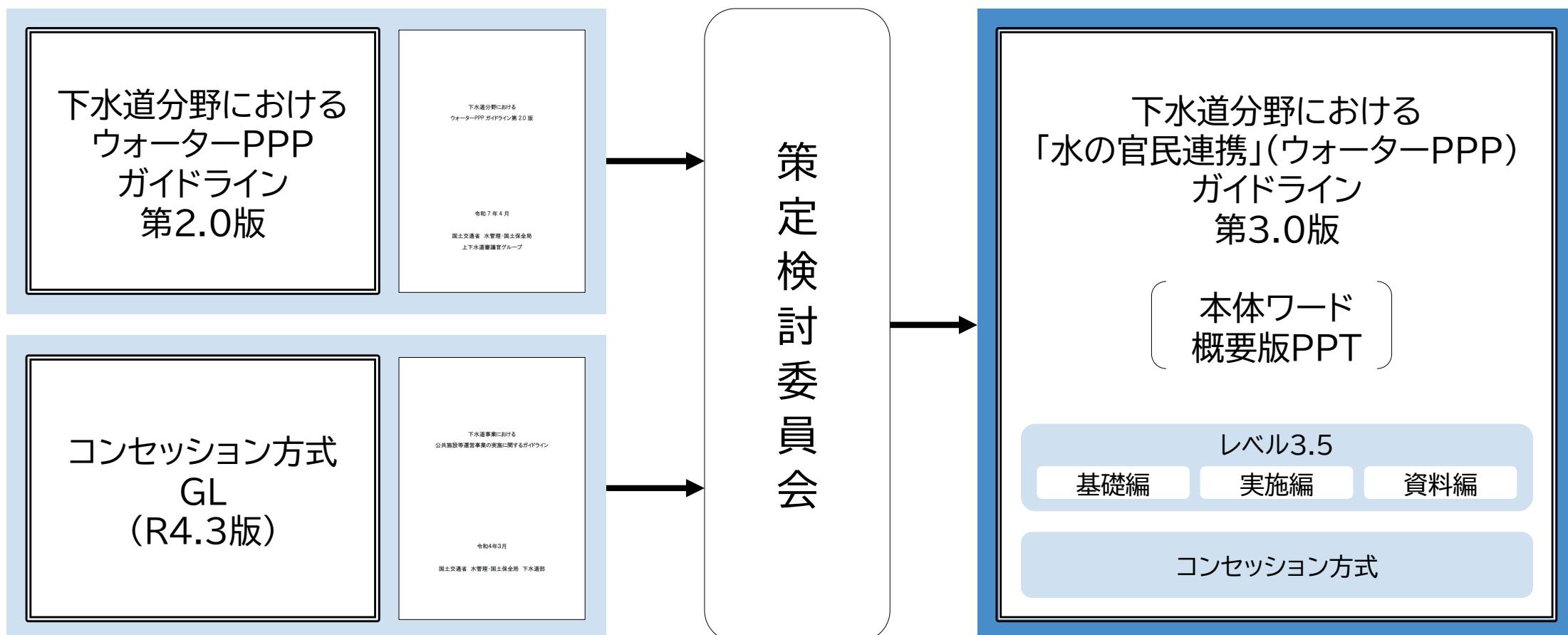
- ✓ ①「場」の提供、②共同発注等とりまとめ、③先導的な導入検討+共有

### III 資料編

※活用に際し、地域の実情等をふまえた最適化が必要

# 下水道分野における「水の官民連携」(ウォーターPPP) ガイドライン第3.0版(案)改訂概要

- ▶ 第2.0版を中心に、「上下水道政策の基本的なあり方検討会」のとりまとめ、「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」の提言、「上下水道地震対策検討委員会」のとりまとめ、導入検討ないし導入の先行事例の蓄積等、昨今の最新情勢を踏まえて改訂。
- ▶ これにあわせ、「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」(R4.3版、コンセッション方式GL)も、必要に応じた改訂を実施。
- ▶ これらをまとめて「下水道分野における「水の官民連携」(ウォーターPPP)ガイドライン第3.0版(案)」として策定・公表(予定)。



- 第1回、第2回は7月、10月に実施、第3回は12月に実施
- 3月頃に、パブリックコメントの結果等について報告後、改訂版の公表を予定

令和7年度	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定検討委員会			● 第1回（7月16日）			● 第2回（10月17日）		● 第3回（12月22日）		○ パブコメ（予定） 2/16～3/5	○ 報告
下水道分野における「水の官民連携」 ガイドライン第3.0版	レベル3.5			構成・目次 改訂概要等		実施編		全体			
	レベル4			構成・目次 改訂概要等				全体			
下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会			● 第2次提言(5月28日)					● 第3次提言(12月1日)			
上下水道政策の基本的なあり方検討会			● 第1次とりまとめ(6月25日)						● 第2次とりまとめ(1月20日)		

本ガイドライン  
策定(改訂)のコ  
ンセプト

- 第2.0版を中心に、「上下水道政策の基本的なあり方検討会」のとりまとめ、「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」の提言、「上下水道地震対策検討委員会」のとりまとめ、導入検討ないし導入の先行事例の蓄積等、最新情勢を踏まえて改訂。
- 「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」（R4.3版、コンセッション方式GL）も、必要に応じた改訂を実施。
- これらをまとめて「下水道分野における「水の官民連携」(ウォーターPPP)ガイドライン第3.0版」として策定

## 構成・目次

### 下水道分野におけるウォーター PPP ガイドライン 第2.0版

基礎編 実施編 資料編

### コンセッション 方式GL (R4.3版)

本文 別添資料

## 下水道分野における「水の官民連携」(ウォーターPPP)ガイドライン第3.0版

### 1. レベル3.5

#### ■【基礎編】

#### ■【実施編】(改訂の詳細は次頁)

#### 第1章 レベル3.5の4要件

#### 第2章 導入検討の進め方(他の地方公共団体や他の分野等との連携)

✓ 上下水道政策の基本的なあり方検討会のとりまとめ、先行事例を基に広域・他分野連携の記載を追加

#### 第3章 導入可能性調査(FS)、マーケットサウンディング(MS)等の活用

#### 第4章 入札・公募等

#### 第5章 事業実施中

#### 第6章 事業終了時

#### 第7章 導入検討上の留意点・ポイント

✓ 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会の提言等を基にリスク分担の記載を追加

#### 第8章 都道府県に期待する役割

✓ その他、先行事例を踏まえたアップデートを実施

### 2. コンセッション方式

#### ■本文: ウォーターPPP及びレベル3.5との関係性等を追加)

### 3. 資料編

※活用に際し、地域の実情等をふまえた最適化が必要

■先行事例 ■パンフレット ■上下水道一体のウォーターPPP(レベル3.5)契約書(例)及び要求水準書(例)

■先行事例における入札・公募書類(例):レベル3.5の先行事例における入札公募・書類例を追加

別添資料

## 第3.0版(実施編)の構成及び目次(案)

- 下水道分野における「水の官民連携」(ウォーターPPP)ガイドライン第3.0版主な改訂内容は下記の通り

### 目次

青字:改訂箇所

#### 第1章 レベル3.5の4要件

1.1 要件①長期契約(原則10年)

##### 1.2 要件②性能発注

1.3 要件③維持管理と更新の一体マネジメント

1.4 要件④プロフィットシェア

#### 第2章 導入検討の進め方(他の地方公共団体や分野等との連携)

##### 2.1 連携の効果・メリット

##### 2.2 連携の留意点・ポイント

##### 2.3 段階的な広域型・分野横断型ウォーターPPPの効果・メリット(新規)

##### 2.4 段階的な広域型・分野横断型ウォーターPPPの留意点・ポイント(新規)

##### 2.5 導入検討の流れ(新規)

#### 第3章 導入可能性調査(FS)、マーケットサウンディング

##### 3.1 導入可能性調査(FS)

##### 3.2 マーケットサウンディング(MS)

#### 第4章 入札・公募等

##### 4.1 留意点・ポイント

##### 4.2 レベル3.5の受託者

##### 4.3 募集要項等の公表

##### 4.4 競争的対話等

##### 4.5 審査・選定

### 主な改訂内容

- 管路について仕様発注から開始する場合についての記載の補足
- 先行事例に関連した記載の追加
- その他記載の補足・追加

- 広域型・分野横断型により期待される共同モニタリング・業務標準化等の具体的な効果・メリットについての記載の追加
- 広域型・分野横断型における、入札公募条件の調整やリスク分担等の具体的な留意点・ポイントについての記載の追加
- 段階的な広域型・分野横断型における、連携方法や見通しの公表等に関する具体的な留意点・ポイントについての記載の追加
- 随意契約を想定する場合に関する記載の補足
- 先行事例も踏まえた、事業の発案から導入に至る検討の流れについての記載の追加
- 先行事例に関連した記載の追加
- その他記載の補足・追加

- JV・SPC等の想定する受託者の体制による留意点の補足
- FS等の受託者が入札・公募に参加することの可否に関する記載の補足
- 先行事例に関連した記載の追加
- その他記載の補足・追加

## 第3.0版(実施編)の構成及び目次(案)

- 下水道分野における「水の官民連携」(ウォーターPPP)ガイドライン第3.0版主な改訂内容は下記の通り

実施編	<u>目次</u>	<u>主な改訂内容</u>
	青字:改訂箇所	
	<b>第5章 事業実施中</b> 5.1 モニタリング・履行確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の補足・追加</li> </ul>
	5.2 情報公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>レベル3.5を実施することによるレベル4への円滑な移行等の効果やレベル4に移行する場合の検討フロー例等の記載の追加</li> </ul>
	5.3 契約解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>先行事例に関連した記載の追加</li> </ul>
	5.4 次期入札・公募等の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他記載の補足・追加</li> </ul>
	<b>第6章 事業終了時</b> 6.1 事業終了時における検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元企業参画の重要性について、記述を拡充</li> </ul>
	6.2 事業終了時における引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> <li>レベル3.5で管理者が果たす役割や技術継承の方法における留意点・ポイント等の記載の追加</li> </ul>
	6.3 レベル3.5からレベル4への移行(新規)	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部から可視化されていないという管路の特殊性及び、それを踏まえた大規模な管路を含む場合のリスク分担の考え方の例等の記載の追加</li> </ul>
	<b>第7章 導入検討上の留意点・ポイント</b> 7.1 中長期の事業期間を見据えた地元企業の参考の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他記載の補足・追加</li> </ul>
	7.2 中長期の事業期間を見据えた技術継承の考え方	
	7.3 リスク分担	
	7.4 民間事業者等が持続的に参画しやすい環境づくり	
	<b>第8章 都道府県に期待する役割</b> 8.1 都道府県に期待する役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>先行事例に関連した記載の追加</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>その他記載の補足・追加</li> </ul>

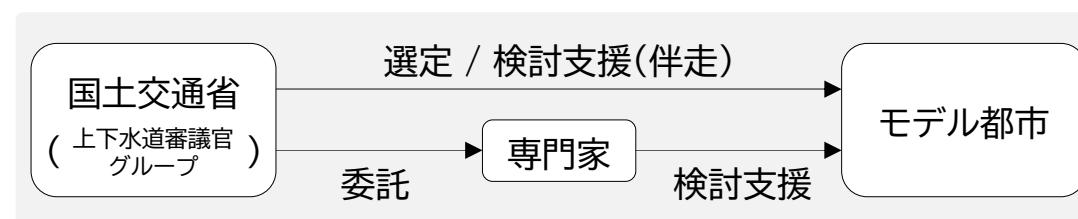
# 下水道分野におけるウォーターPPP等の案件形成に向けた方策検討(モデル都市支援)

## ① 趣旨目的

下水道分野のウォーターPPP等について、他分野、他地方公共団体との連携等、多様なPPP/PFI（官民連携）の案件形成に向けて、先進的なPPP/PFI導入を検討するモデル都市（地域）の課題整理、スキーム検討、効果分析等を実施し、その成果を全国に横展開する。

## ② モデル都市支援の概要

- ・国土交通省が、先進的なPPP/PFI導入を検討する（しようとする）モデル都市を募集・選定
- ・国土交通省が委託する専門家（コンサルタント等）が、モデル都市を支援



## ③ 支援のイメージ

対象施設・業務範囲等、下水道分野での多様なPPP/PFIの案件形成に資するモデル性の高い導入検討であれば、導入前の準備から導入後の検証や次期以降に向けた準備等、いずれの段階も支援。

### 【モデル都市支援で想定するウォーターPPP導入検討準備の流れ】

#### スキーム等の検討・整理

- ・スキーム案作成
- ・モデル都市の意向、課題等を確認
- ・想定されるウォーターPPPの対象施設・業務範囲の設定等、複数の選択肢を比較しながら進められるよう、スキーム等を検討・整理

#### 民間事業者等への意向調査

- ・プレマーケットサウンディング(MS)
- ・検討・整理したスキーム等を民間事業者等に提示
- ・関心・参画可能性等の意向調査を実施し、とりまとめ

#### 今後の導入検討の進め方の検討・整理

- ・ロードマップ作成
- ・ここまで得られた情報等を踏まえ、スキーム等の磨き上げ
- ・導入決定済み(入札・公募開始等)ないし導入(事業開始)までの数年間の見通しがわかる大まかな計画(工程表)を検討・整理

## ④ 支援の実績

年度	モデル都市（地域）
H28	三浦市、小松市、宇部市
H29	三浦市、小松市、津幡町、富士市、奈良市、赤磐市、宇部市、周南市、須崎市
H30	村田町他12市町、会津坂下町、三浦市、津幡町、富士市、津市、堺市、周南市、大分市
H31 /R1	村田町他12市町、会津坂下町、宇都宮市、小田原市、富士市、津市、大阪狭山市、熊本市、山鹿市、大分市
R2	葉山町、津市、吹田市、新居浜市、大分市、鹿児島市
R3	秋田県、酒田市、館林市、葉山町、廿日市市、須崎市
R4	葉山町、北杜市、枚方市、大分市
R5	山形県上山市、山梨県北杜市、新潟県糸魚川市、静岡県熱海市、静岡県焼津市、広島県三原市、広島県大竹市、愛媛県新居浜市、熊本県宇城市
R6	福島県会津坂下町、埼玉県嵐山町、東京都立川市、福井県敦賀市、長野県佐久市、岐阜県瑞浪市、愛知県豊川市、兵庫県養父市、山口県下関市、熊本県宇土市 青森県平内町、神奈川県鎌倉市、静岡県吉田町、静岡県御前崎市、大阪府富田林市、兵庫県三田市、兵庫県加古川市、和歌山県和歌山市、長崎県長崎市、大分県津久見市
R7	秋田県湯沢市、栃木県小山市、埼玉県本庄市、富山県射水市、長野県軽井沢町、大阪府池田市、島根県松江市

### その他、モデル都市支援での具体的な検討のイメージ(実績)



- ・現状分析、課題・対応時期の整理
- ・WSによる職員間の認識共有
- ・事業運営支援業務(官民役割分担)の検討
- ・業務棚卸結果に基づく導入後の役割分担整理
- ・PPP/PFI導入済み団体での事後評価方法の検討
- ・事後評価と反映の仕組みづくり

# ウォーターPPPの導入検討費用に対する補助(上下水道一体効率化・基盤強化推進事業)

**目的**

PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）のウォーターPPP推進について、事業規模30兆円及び事業件数10年ターゲットの達成に向けた取組を加速する。

\*R4年度-R13年度の10年間で、下水道分野では100件のウォーターPPPを具体化

\*ウォーターPPPは、コンセッション方式と、管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の総称

**概要**

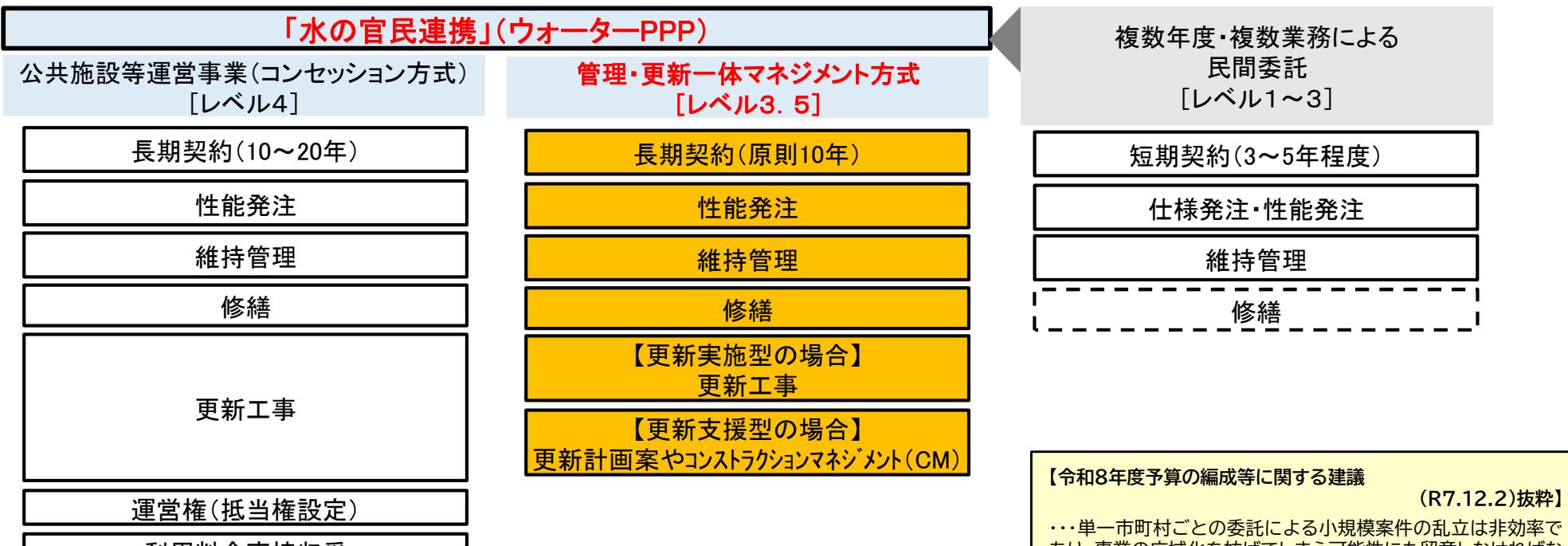
ウォーターPPPを導入しようとする地方公共団体に対し、導入可能性調査（FS）、資産評価、実施方針・公募資料作成、事業者選定等を国費により定額支援する。

コンセッション 方式	レベル3.5			
	他分野連携+ 他地方公共 団体連携	他分野連携 (特に上下水道 一体)	他地方 公共団体連携 (広域・共同)	下水道もしくは 水道分野のみ
上限 5千万円		上限 4千万円		上限 2千万円

導入可能性調査 (FS)	○	○	○	○	○
資産評価 (デューデリジェンス、DD)	○	○	○	○	○
実施方針・ 公募資料作成	○	○	○	○	×
事業者選定	○	○	○	○	×

# 「水の官民連携」の推進

- 水道、下水道、工業用水道等について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間(R4～R13)において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式)を公共施設等運営事業と併せて「水の官民連携」(ウォーターPPP)として導入拡大を図る。  
[管理・更新一体マネジメント方式の要件]
  - ①長期契約(原則10年)、②性能発注、③維持管理と更新の一體マネジメント、④プロフィットシェア
- 国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。
- アクションプランにおいて、汚水管の改築にあたっては令和9年度以降「ウォーターPPP」の導入を要件化することとされている。
- ガイドラインや上下水道一体の契約書例等の整備、有識者の助言等を受けて意見交換するウォーターPPP分科会の開催、ウォーターPPP導入検討費補助等により、地方公共団体の導入の検討を支援。



## 要件化の概要

### 「PPP／PFI推進アクションプラン（令和7年改訂版）」

3. PPP／PFIアクションプラン推進の目標 (2) 重点分野と目標 ii) 各重点分野における取組 ③下水道

・汚水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、ウォーターPPPの導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する。このことについて、地方公共団体に周知し、ウォーターPPPの導入検討の促進を図る。（令和4年度開始、令和5年度強化）<国土交通省>

#### 【令和8年度予算の編成等に関する建議

(R7.12.2)抜粋

…単一市町村ごとの委託による小規模案件の乱立は非効率であり、事業の広域化を妨げてしまう可能性にも留意しなければならない。現在、複数の地方公共団体でウォーターPPPの導入検討が進んでいるが、アクションプランの改訂もあわせ、経営の広域化など、効率化を前提とした制度設計を促していくべきである。…

# 下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン 第2.0版【基礎編】(パワーポイント版)

---

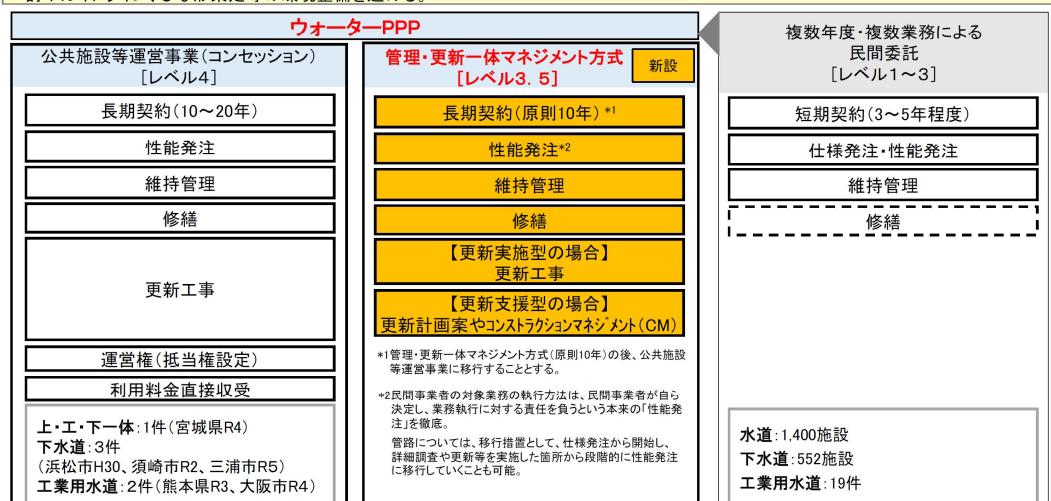
令和7年4月

## 基礎編「第1章」1.1 ウォーターPPPとは

- ウォーターPPPは、コンセッション方式(レベル4)と、管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)の総称である。
  
  
  
  
  
- レベル4は、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式
- レベル3.5は、レベル4に準ずる効果が期待できる官民連携方式であり、レベル4に段階的に移行することを見据え、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式

図表 1-1 ウォーターPPPの概要

○水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間(R4～R13)において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式)を公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を図る。  
[管理・更新一体マネジメント方式の要件]  
①長期契約(原則10年)、②性能発注、③維持管理と更新の一體マネジメント、④プロフィットシェア  
○国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。  
○地方公共団体等のニーズに応じて、水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能である。なお、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能である。  
○関係府省連携し、各分野における管理・更新一体マネジメント方式が円滑に運用されるよう、モデル事業形成支援を通じた詳細スキーム検討やガイドライン、ひな形策定等の環境整備を進める。



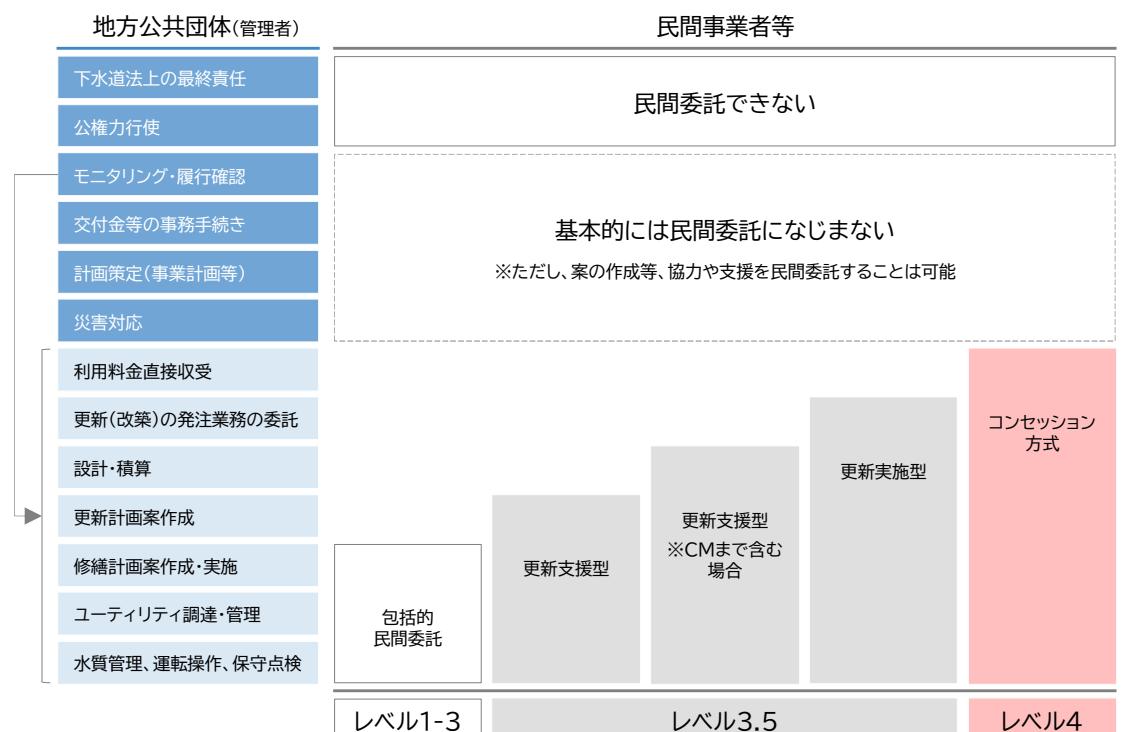
出典)内閣府「ウォーターPPPの概要」(R5.6)

## 基礎編「第1章」1.2 レベル3.5とは

- レベル3.5は、①長期契約(原則10年)、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェアの4要件をすべて充足する民間委託である。

- レベル3.5は、レベル4に準ずる効果・メリットを期待でき、公共施設等運営権の設定を必要としないこと等から、レベル4よりも取り組みやすいもの
  - レベル3.5とレベル1～3は、事業期間の長短、性能発注の程度、修繕や改築に関する業務範囲が設定されるか否かの点で大きく異なる

図表 1-2 レベル3.5の業務範囲(イメージ)



## 基礎編「第1章」1.3 レベル4とレベル3.5の比較

- レベル4とレベル3.5は、長期契約、性能発注、維持管理と更新の一体マネジメントが重要となる点は共通・類似するが、事業期間の設定や民間事業者等の資金の自由度、公共施設等運営権設定や利用料金直接収受の有無、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、「PFI法」という。）に基づく職員派遣の可否、WTO政府調達協定適用の有無が異なる。
  
- レベル4の詳細は、「下水道事業における公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン（国土交通省、R4.3）」を参照

図表 1-3 レベル4とレベル3.5の比較

		レベル4	レベル3.5(更新実施型を想定)
レベル3.5の4要件	長期契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業期間の設定は自由 (先行事例は20年以上が多い)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則10年</li> </ul>
	性能発注	-	-
	維持管理と更新の一体マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 直接収受する利用料金等が原資</li> <li>● 収益的収支(3条予算)／資本的収支(4条予算)の枠に縛られない事業実施も可能(※1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 委託料等が原資</li> <li>● 収益的収支(3条予算)／資本的収支(4条予算)の枠内で事業実施</li> </ul>
	プロフィットシェア	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 創意工夫等による費用縮減は民間に帰属 (利用料金直接収受による独立採算)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業期間中の民間提案で仕組みが発動した場合、費用縮減分の分配も可能</li> </ul>
その他	公共施設等運営権設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要 (公共施設等運営権に抵当権設定可能)</li> </ul>	-
	利用料金直接収受	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 所定の利用料金は自らの収入として直接収受する</li> </ul>	-
	PFI法に基づく職員派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 可能 (第79条に基づく退職派遣)</li> </ul>	(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく職員派遣は可能)
	WTO政府調達協定(※2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適用あり(一部例外あり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適用あり</li> </ul>

※1下水道分野の先行事例では、資本的収支(4条予算)は地方公共団体が運営権者に支払う仕組みのものが多い。

※2都道府県、指定都市及び中核市が対象

## 基礎編「第2章」2.1 要件①長期契約(原則10年)

- 契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組やすさ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、原則10年とする。
  
- 例外的な事業期間を設定する場合は、管理者がその理由を公表情報等に基づいて説明できる必要があり、想定される例外は次の通り
  - 施設等の改築等のタイミングを考慮することによる事業期間の微調整  
※例えば、改築等の需要が増大する期間の切れ目までを対象範囲に含む場合
  - レベル4に移行したい等の特段の意向が管理者にある場合に、客観的な情報に基づいて説明できる準備をした上で事業期間設定
  - 5年間程度の更新支援型と、10年間程度の更新実施型を組み合わせた、合計15年間程度のレベル3.5更新実施型
  - 段階的な広域型・分野横断型で一定の条件を満たす場合(詳細は、本ガイドライン実施編第2章を参照されたい。)

## 基礎編「第2章」2.2 要件②性能発注

- 性能発注を原則とする。
  - ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。
- 
- 性能発注は、委託者が求めるサービス水準を明らかにし、受託者が満たすべき水準の詳細を規定した委託であり、仕様発注よりも性能発注の方が「民間の創意工夫の發揮」が実現しやすくなるとされる
  - また、十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しによる契約・要求水準等の適切な規定と、これらに基づくモニタリング・履行確認の実施が必要で、明確なリスク分担(役割、責任、費用、損害分担等)が重要である
  - 管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能 ※ただし、段階的な移行は、10年の事業期間中の移行を想定
  - 性能規定の例は、次の通り。
    - 処理施設：処理後の水質が管理基準を満たしていること
    - 管路施設：人員、時期、機器、方法等は受託者に委ねた上で適切に法定の保守点検(下水道法施行令第5条の12)を実施すること

## 基礎編「第2章」2.3 要件③維持管理と更新の一体マネジメント

- 維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と、更新計画案の作成やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」を基本とする。
  
  
  
- この要件の趣旨は、同一の対象施設に、維持管理と、事業期間中の維持管理を踏まえた更新(改築)に関する業務範囲が設定されることで、維持管理上の気づき等を更新計画案の作成に反映し、これに基づく改築の結果、より効率的・効果的な維持管理を期待できるといった、維持管理と改築を一体的に最適化すること
- この要件を充足するには、入札・公募書類等で、同一の対象施設に、維持管理と、事業期間中の維持管理を踏まえた改築に関する業務範囲(更新計画案作成)を設定する必要がある

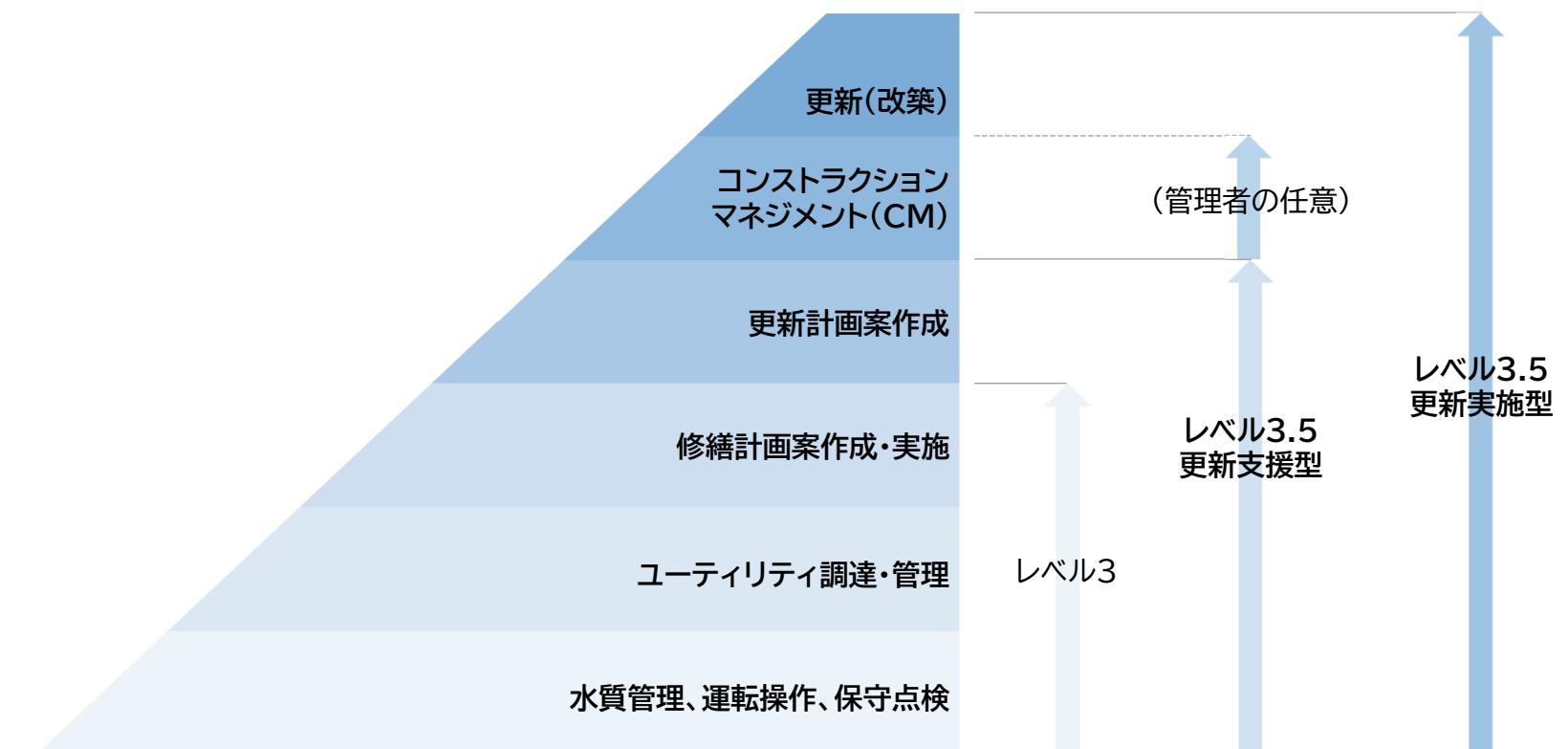
図表 2-1 入札・公募書類等の記載(イメージ)

更新支援型	更新実施型
<p>■ 対象施設 <span style="color: #0070C0; font-size: small;">【イメージ】</span></p> <p>本業務の対象となる施設は以下の通りである。</p> <p>□処理場 (xx浄化センター)      □ポンプ場 (xx中継センター)      □管路 (幹線管きよ、枝線管きよ、マンホールポンプ、マンホール（マンホール蓋を含む）、公共污水ます、取付管)</p>	<p>■ 対象施設 <span style="color: #0070C0; font-size: small;">【イメージ】</span></p> <p>本業務の対象となる施設は以下の通りである。</p> <p>□処理場 (xx浄化センター)      □ポンプ場 (xx中継センター)      □管路 (幹線管きよ、枝線管きよ、マンホールポンプ、マンホール（マンホール蓋を含む）、公共污水ます、取付管)</p>
<p>■ 業務範囲</p> <p>本業務の範囲は以下の通りとし、詳細は契約書(案)、要求水準書(案)を参照すること。</p> <p>□対象施設の維持管理（維持、修繕）      □対象施設の更新計画案作成</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">□対象施設のコンストラクションマネジメント(CM) ※含む場合</p>	<p>■ 業務範囲</p> <p>本業務の範囲は以下の通りとし、詳細は契約書(案)、要求水準書(案)を参照すること。</p> <p>□対象施設の維持管理（維持、修繕）      □対象施設の更新計画案作成</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">□対象施設の改築（の発注）</p>
<p>■ 事業期間</p> <p>令和x(202x)年x月x日から令和xx(203x)年x月x日までの10年間とする。</p>	<p>■ 事業期間</p> <p>令和x(202x)年x月x日から令和xx(203x)年x月x日までの10年間とする。</p>

## 基礎編「第2章」2.3 要件③維持管理と更新の一体マネジメント

- 維持管理と更新の一体マネジメントの趣旨を踏まえ、レベル3までの業務範囲を更新計画案作成まで含むものにレベルアップさせると「更新支援型」  
※コンストラクションマネジメント(ピュア型CM方式)まで含むか否かは管理者の任意
- さらに、改築の発注業務の委託まで含むものが「更新実施型」
- レベル3.5においては、実際に維持管理を実施する民間事業者等により一層効果的な更新計画案の作成を期待
- 「更新支援型」は、更新工事(改築の発注業務の委託)以外の業務を一括で受託者に委ねることができる
- 「更新実施型」は、更新工事(改築の発注業務の委託)を含めて一括で受託者民間に委ねることができ、地方公共団体の体制補完の効果が大きい

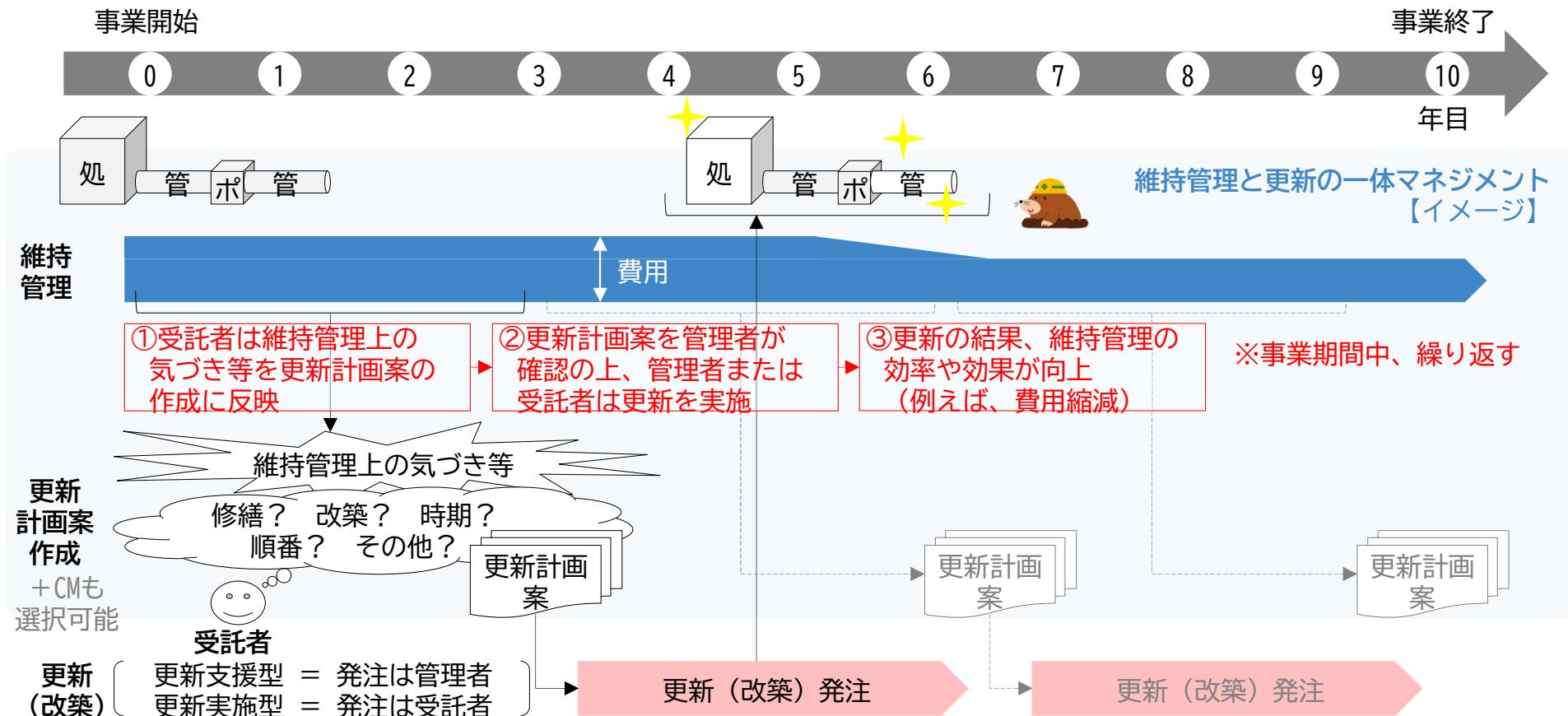
図表 2-2 更新実施型と更新支援型のイメージ



## 基礎編「第2章」2.3 要件③維持管理と更新の一体マネジメント

- ①受託者は維持管理上の気づき等を更新計画案に反映し、②管理者が確認の上、管理者／受託者が改築を実施し、③この結果、維持管理の効率や効果が向上(例えば、費用縮減)することを事業期間中、繰り返すイメージ
- 更新計画案は、受託者が作成し、管理者の確認を経て、管理者が策定するストックマネジメント計画になりうるものを見定

図表 2-3 維持管理と更新の一体マネジメントの趣旨



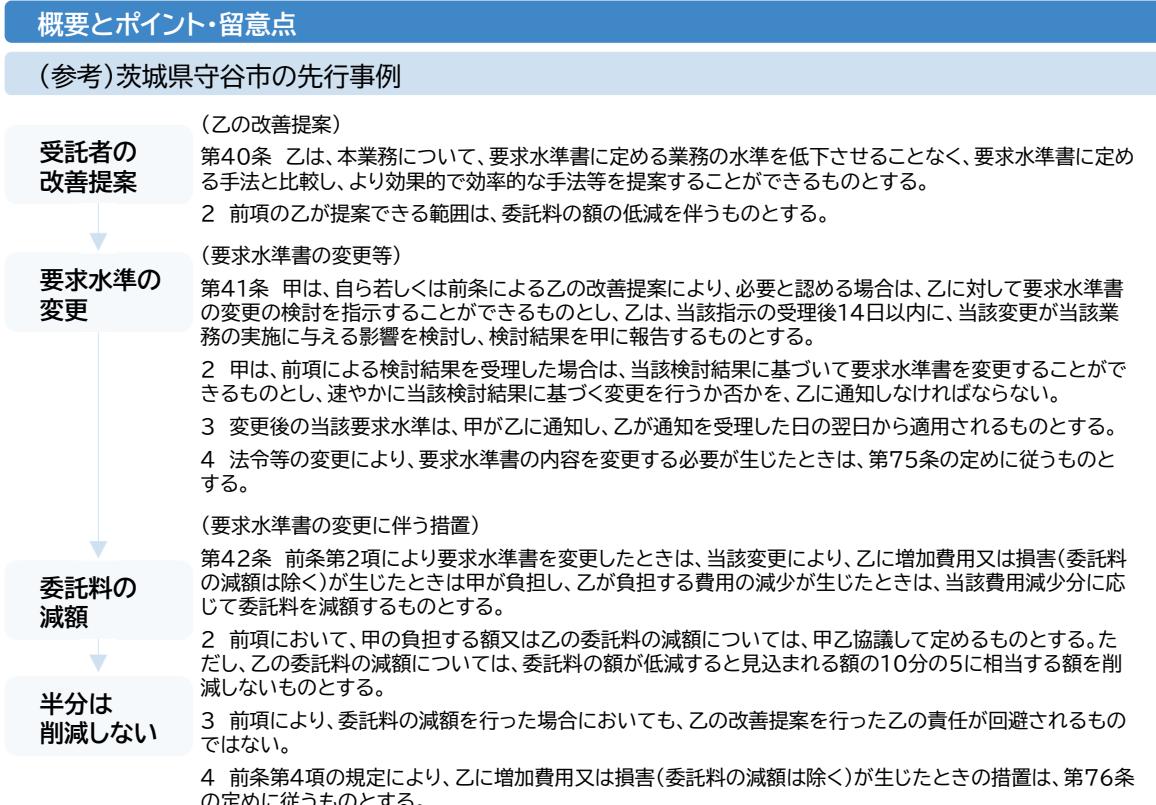
※更新実施型の場合、受託者のもと維持管理と調整して更新（改築）を実施可能等の効果・メリットも考えうる

## 基礎編「第2章」2.4 要件④プロフィットシェア

- 事業開始後もライフサイクルコスト縮減の提案を促進するためプロフィットシェアの仕組みを導入することが必要。

図表 2-4 茨城県守谷市の先行事例(参考)

- 「プロフィット」とは「費用縮減分」をいい、「シェア」は、費用縮減分を官民で分配することであり、官民で分配する割合(比率)は管理者の任意
- プロフィットシェアの仕組みの導入で要件は充足し、発動の有無は問わない
- プロフィットシェアの発動条件は、事業期間中に受託者からの提案を管理者が受け、民間事業者等の入札・公募時の提案も含め契約時に約束された計画や手法等が変更されること
- 入札・公募時の要求水準を下回るような変更は、入札・公募時の競争条件の変更になるため想定外
- 受託者が費用縮減分を発生させた場合も、プロフィットシェアの仕組みの発動に伴うものでなければ、分配も発生せず、費用縮減分は受託者に帰属

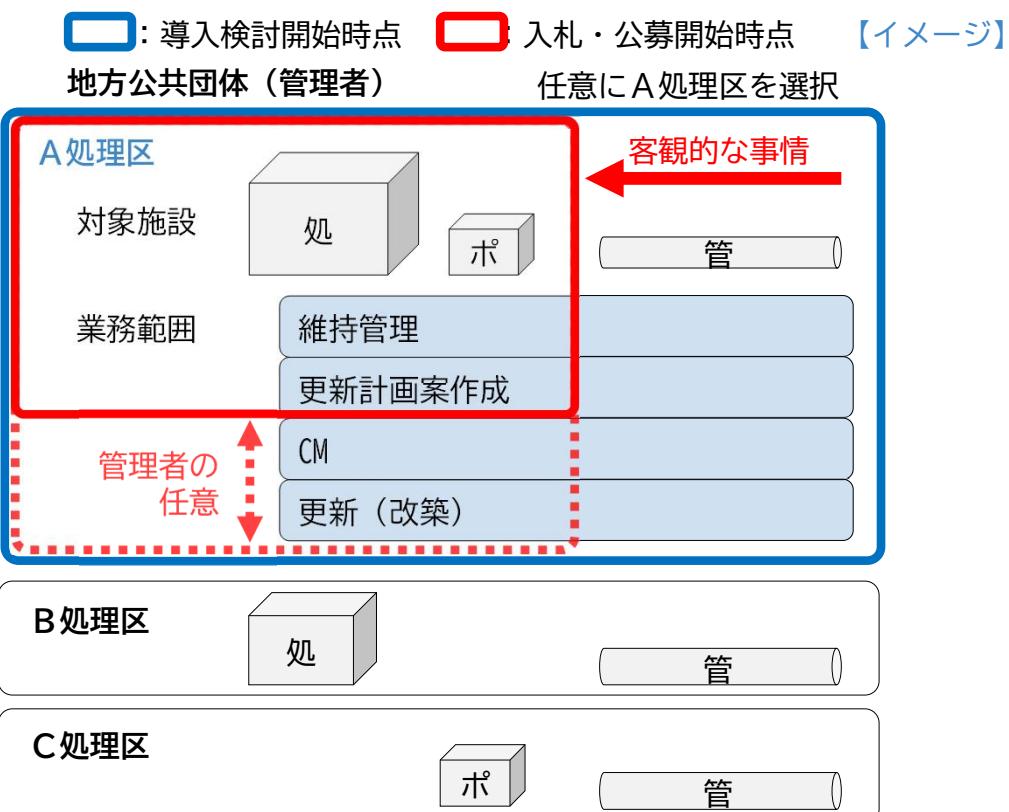


出典)守谷市「守谷市上下水道施設管理等包括業務委託契約書」(R4.12)

## 基礎編「第3章」3.1 対象施設・業務範囲の設定の考え方

- まずは少なくとも一つの処理区を選択し、そのすべての施設について、維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの観点から関係するすべての業務を念頭に置いて、導入検討を開始する。
  
- 一般論として、事業規模が大きいほど期待しうる効果・メリットも大きくなり、持続性の向上等に資することが考えられる
- このため、少なくとも一つの処理区のすべての施設について、維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの観点から関係するすべての業務(以下「すべての施設等」という。)を念頭に、導入検討を開始する必要がある
- 入札・公募の開始(書類要項等の公表)時点で、対象施設・業務範囲の設定が、少なくとも一つの処理区のすべての施設等ではない場合、この理由について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある
- 「管理者の任意」部分の情報収集、「客観的な情報」の収集の詳細については、本ガイドライン基礎編(4.1、4.2)を参照

図表 3-1 対象施設・業務範囲設定の考え方(一例)

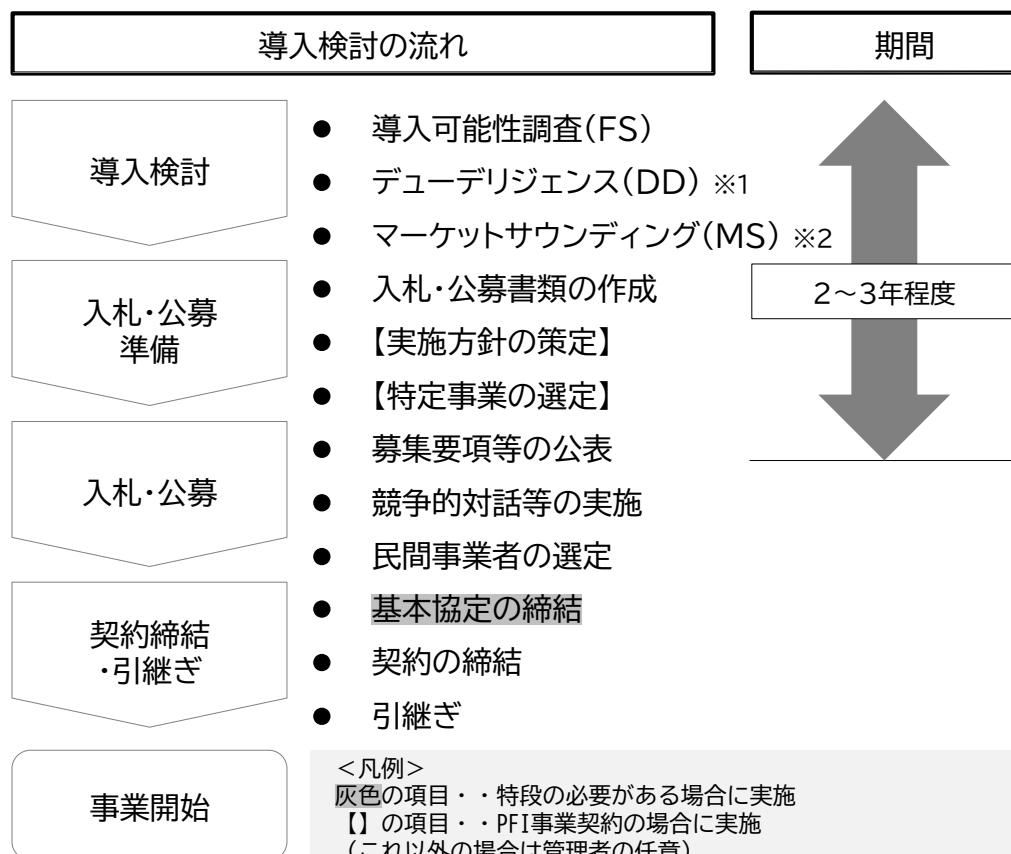


## 基礎編「第3章」3.2 導入検討の流れ

- レベル3.5の導入検討には、一定程度の期間が必要となる。
- 想定する事業開始や入札・公募開始の時期を考慮しながら、導入検討、入札・公募準備、入札・公募(受託者の選定)、契約締結・引継ぎ、事業開始の流れで進める。

- 受託者の選定までは、2～3年程度の期間が必要になると考えられる
- 図表3-2は例示であるが、一般的には、想定する事業開始や入札・公募開始の時期を考慮しながら導入検討、入札・公募準備、入札・公募(受託者の選定)、契約・引継ぎ、事業開始の流れで進めることが考えられる
- 例えば、他処理区、導入検討に含まれない他施設・他業務、既存の業務委託契約の期間、地方公共団体の組織体制・技術継承、モニタリング・履行確認、リスク分担、民間事業者等の参画意向等を総合的にふまえ進める必要がある
- なお、レベル3.5の実施を経ずに、レベル4を実施することも可能

図表3-2 導入検討の流れ(一例)



※1 デューデリジェンス 導入検討を進めるための補完的な情報整理

※2 マーケットサウンディング 民間事業者等への意向調査(情報開示・官民対話)

## 基礎編「第3章」3.3 ウォーターPPPによる解決を期待する課題の確認

- 事業・経営の課題を確認し、ウォーターPPPにより解決を期待する事項を整理することが重要である。

- 地方公共団体が策定済みの経営戦略、ストックマネジメント計画等も参考し、ヒト、モノ、力ネ等の観点から、事業・経営の課題を確認し、ウォーターPPPにより解決を期待する事項を整理
- この際、例えば、現場の実務で発生している課題を聞き取り、とりまとめることも考えられる
- 洗い出した課題は一覧にまとめ、重要度や緊急度等も考慮し、対応時期やウォーターPPPによる解決を期待できるか等を整理することで、例えば、「管理者の任意」部分の判断資料となる
- なお、詳細は、「下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン(国土交通省、R5.3)」を参照のほか、「下水道経営改善ガイドライン(公益社団法人日本下水道協会、H26.6)」、「経営戦略策定・改定マニュアル(総務省、R4.1)」等も参考

図表 3-3 課題の確認・整理一覧表(一例)

中項目	課題	重要度	対応時期	対応策(案)	PPP/PFI(官民連携)での対応	対応策の項目
人口・処理水量						
各施設の劣化	管路					
及び投資状況	施設					
事故発生状況・施設の課題						
職員・技術者数						
直営担当業務・委託状況						
財務収益性						
財務安全性						
その他(他事業連携、省エネ、デジタル、広域化等)						

出典)国土交通省「下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン」(R5.3)

## 基礎編「第3章」3.4 少なくとも一つの処理区を選択

- 導入検討の開始に際し、まずは少なくとも一つの処理区を選択する。

- 事業・経営の課題解決、持続性向上等の観点から導入検討を開始
- その際、すべての処理区、複数の処理区、一つの処理区のいずれかを、管理者の任意で選択

図表 3-4 導入検討を開始する処理区の選択

①すべての処理区

【イメージ】

②複数の処理区

③一つの処理区

## A 処理区

対象施設



ポ

管

業務範囲

- 維持管理
- 更新計画案作成
- CM
- 更新（改築）

## B 処理区



管

## C 処理区

ポ

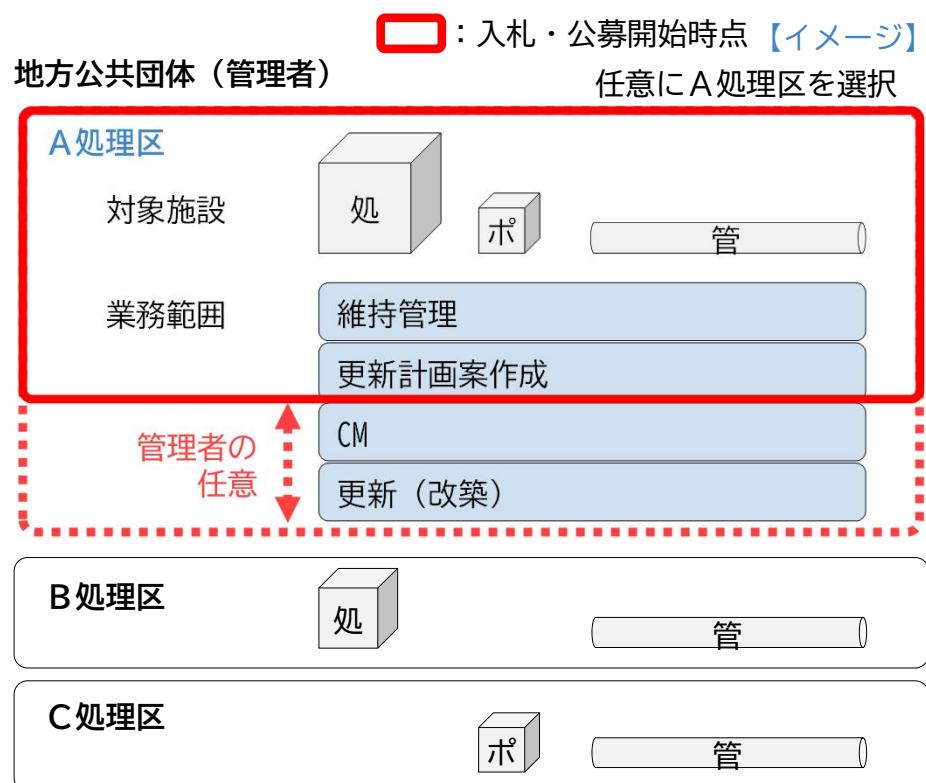
管

## 基礎編「第3章」3.5 対象施設・業務範囲の設定

### 3.5.1 少なくとも一つの処理区のすべての施設等を設定する場合

- 「少なくとも一つの処理区のすべての施設等を対象範囲に設定する事業期間10年の民間委託」として入札・公募を開始する場合、「客観的な事情」は不要である。
  
  
  
  
  
- まずは「選択した処理区のすべての施設等を対象範囲に設定する事業期間10年の民間委託」(以下「案1」という)を念頭に置いて、導入検討を進めることろ、仮に、このまま入札・公募を開始する場合、「客観的な事情」(=管理者が客観的な情報に基づいて説明できること)は不要となる
- 処理区の選択、更新実施型/更新支援型の選択、処理方式の変更等の大規模な更新(改築)工事は事業範囲外とすること等、「管理者の任意」部分については、管理者の適切な判断による

図表 3-5 すべての施設等を対象範囲に設定する場合



## 基礎編「第3章」3.5 対象施設・業務範囲の設定

### 3.5.2 少なくとも一つの処理区のすべての施設等を設定しない場合

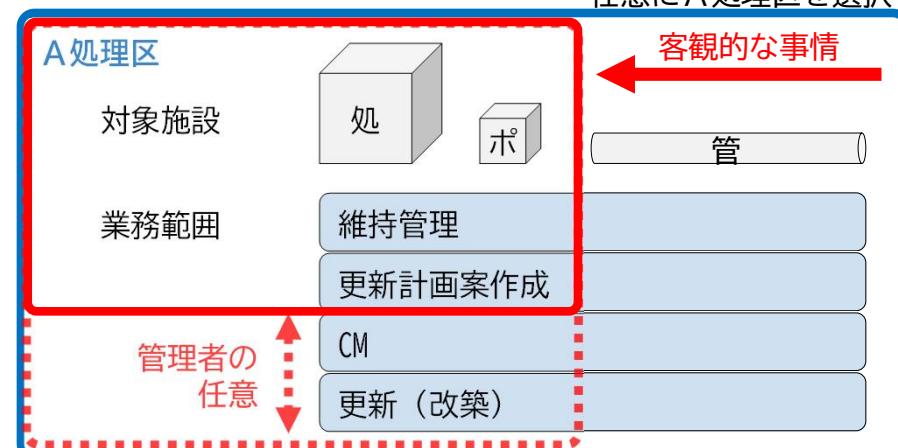
- 入札・公募の開始(募集要項等の公表)時点で、対象施設・業務範囲の設定が「少なくとも一つの処理区のすべての施設等」ではない場合、この理由について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある。
  
  
  
  
  
  
- 案1と異なり、入札・公募の開始(募集要項等の公表)時点で、対象施設・業務範囲の設定が「少なくとも一つの処理区のすべての施設等」ではないもの(以下「案2」という)を想定する場合、例えば、FSやMS等を活用し、「案1」と「案2」を比較等することで、どの選択肢がよいか確認
- 「案2」で入札・公募を開始する場合には、この理由について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある(=「客観的な事情」が必要)
- 客観的な情報として、例えば、FS、MS等の選択肢に挙げて比較した結果や経過等を想定(詳細については、本ガイドライン基礎編4.2を参照)
- 客観的な情報として、例えば、FS、MS等の選択肢に挙げて比較した結果や経過等が考えられる。「案1」と「案2」の差分に応じて準備

図表 3-6 すべての施設等を対象範囲に設定しない場合

□: 導入検討開始時点 □: 入札・公募開始時点 [【イメージ】](#)

地方公共団体（管理者）

任意にA処理区を選択



B処理区



C処理区

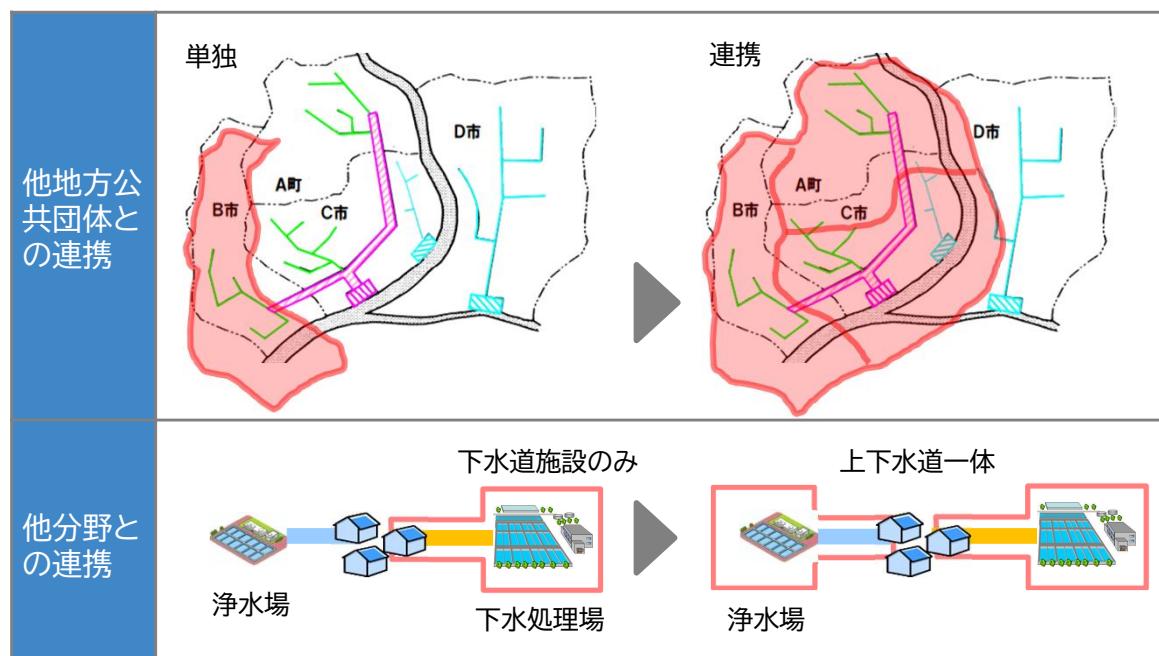


## 基礎編「第3章」3.6 広域型・分野横断型のウォーターPPP(他地方公共団体連携／上下水道一体等他分野)

- レベル3.5は、水道、工業用水道、下水道分野のそれぞれで導入することも、連携して導入することも可能である。
- 他地方公共団体との連携や、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能である。

- レベル3.5は水道、工業用水道、下水道分野と連携して導入することも可能
- 他地方公共団体との連携や、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能
- 令和5年度補正予算から、ウォーターPPPの導入検討費用の支援制度を創設し、他地方公共団体との連携や、水道等の他分野連携等に対して上限額を拡充する等のインセンティブを設定
- また、上下水道一体のウォーターPPP内の改築等整備費用に対し、令和6年度より交付金等の重点配分

図表 3-7 他地方公共団体や他分野との連携(イメージ)



## 基礎編「第3章」3.7 交付金等要件化の概要

- 污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する。
- 交付金等の要件充足には、基礎編3.1対象施設・業務範囲の設定の考え方(詳細は本ガイドライン3.4、3.5参照)が前提
- よって、入札・公募の開始(募集要項等の公表)時点で、対象施設・業務範囲の設定が、少なくとも一つの処理区のすべての施設等ではない場合、この理由について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある
- 令和9年度以降に汚水管改築の交付金等を受けるには、「ウォーターPPP導入を決定済み」であることが必要
- 「ウォーターPPP導入を決定済み」は、レベル3.5の場合、実施方針の公表等では足りず、入札・公募の開始(募集要項等の公表)を意味(入札・公募以外の民間事業者等の選定等の場合は契約締結、入札・公募以外の民間事業者等の選定等の場合は、契約締結)
- 「令和9年度以降に要件化」については、令和9年度以降、交付金等を充足した後に、汚水管の改築に関する要素事業について交付申請することが可能

図表 3-8 令和9年度以降の要件化後の交付金等交付申請手続き(イメージ)

【令和9年度以降】

交付申請までの要件充足(入札・公募の開始=募集要項等の公表)が必要

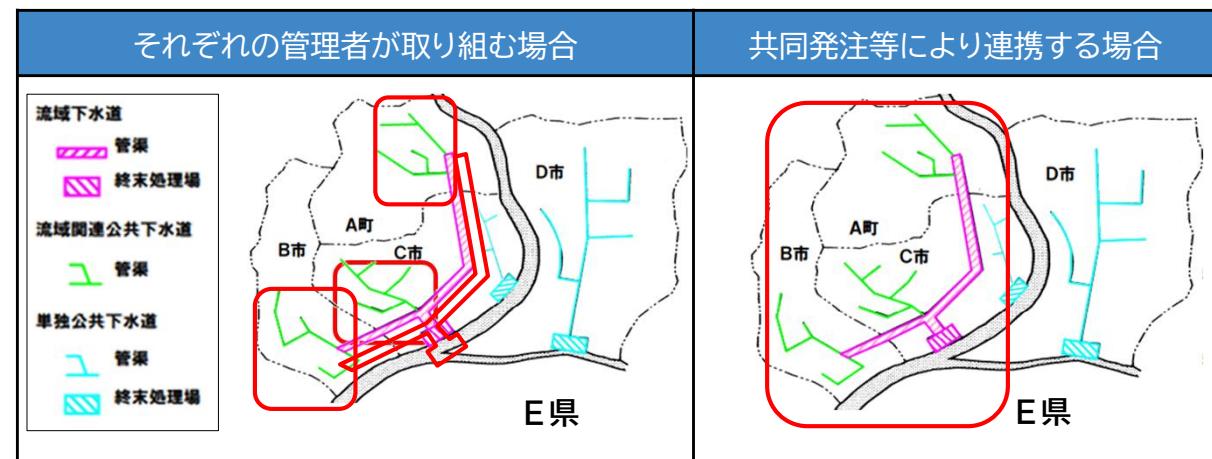


## 基礎編「第3章」3.7 交付金等要件化の概要

- 流域下水道、流域関連公共下水道も、それぞれ、交付金等の要件充足が必要である。

- 流域下水道、流域関連公共下水道も、それぞれで交付金等の要件充足が必要
- 複数の管理者が連携して取り組む場合、そのすべての管理者が同時に交付金等の要件充足をすることも可能
- 例えば、共同発注で「導入を決定済み」とすれば、共同したすべての管理者について交付金等の要件充足

図表 3-9 流域下水道、流域関連公共下水道の導入検討(イメージ)



## 基礎編「第3章」3.8 交付金等要件化の対象

- 令和9年度以降、交付金等要件化の対象は、「污水管の改築に係る国費支援」である。
- 交付金等要件化の対象となる交付金等(国費支援)は、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、沖縄振興公共投資交付金、個別補助金(下水道事業費、下水道防災事業費)を想定している。

- 「污水管」は、「下水道施設の改築について」(R4.4.1国水下事第67号下水道事業課長通知)の別表1. 土木建築・付帯設備で大分類が「管路施設」の範囲とし、別表2. 機械設備、3. 電気設備の改築は交付金等要件化の対象外
- 「污水管の『改築』に係る国費支援」であることから、例えば、污水管の新設(未普及対策)等は交付金等要件化の対象外
- 下水道ストックマネジメントの支援制度と下水道総合地震対策事業における管路の「改築」も交付金等要件化の対象(ただし、緊急輸送道路と重要物流道路の下に埋設されている管路の耐震化は例外)であり、その計画策定や調査・診断の費用はについても交付金等要件化の対象
- なお、レベル3.5の対象施設・業務範囲として、交付金等を受ける污水管の改築が設定される必要はない

図表 3-10 交付金等要件化の対象と標準耐用年数

大分類	中分類	小分類	年数
管路施設	管きょ (マンホール間)	鉄筋コンクリート	50
		遠心力鉄筋コンクリート	
		陶	
		硬質塩化ビニル	
		FRPM	
		鋳鉄	
		ダグタイル鋳鉄	
		鋼	
		コンクリート	
		レジンコンクリート	
桿		コンクリート	50
		硬質塩化ビニル	
取付管		硬質塩化ビニル	50
		陶	
		遠心力鉄筋コンクリート	
マンホール	本体	(コンクリート製)	50
		(硬質塩化ビニル製)	
		(レジンコンクリート製)	
	鉄蓋	(車道部)	15
		(その他)	30
	共通	内部防食	10

出典)「下水道施設の改築について」(R4.4.1国水下事第67号下水道事業課長通知)  
別表1. 土木建築・付帯設備 大分類「管路施設」抜粋

## 基礎編「第4章」4.1 「管理者の任意」部分の情報収集

- 「管理者の任意」部分は、管理者が自由に判断可能である。

- 基礎編3.1の「管理者の任意」部分(例えば、処理区の選択、更新実施型／更新支援型の選択等)は、管理者の適切な判断に委ねられ、管理者が自由に判断可能
- 業務範囲の設定について、一般論として、事業規模が大きいほど期待しうる効果・メリットも大きくなり、持続性の向上等に資することが考えられるため、民間事業者等の参画意向等も踏まえつつ、大きな業務範囲の設定を想定することが望ましい
- 一方、地方公共団体に残すべきものの観点から考えることも重要
- また、既存の業務委託契約と期間が重なる等の事情により、現状、業務範囲の設定に含められないが、今後、含めることができないし望ましいものについては、段階的な拡大も想定し、整理・調整を進める必要があると考えられる(詳細については、「下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン(国土交通省、R5.3)」を参照)

図表 4-1 業務範囲の設定に際しての考え方

項目	検討方針
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者等が得意とする専門的な知識や経験、技術力が必要な業務等について委託を検討する。</li> <li>地方公共団体の状況等により対象業務範囲を段階的に拡大させていくことも考えられる。</li> </ul>
既存計画・事業との整合	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存計画との整合性に留意して業務範囲を検討する。</li> <li>制度上民間事業者等へ委託できない業務は委託範囲から除外する(公権力の行使を伴う業務など)</li> <li>現時点で民間事業者等へ委託している業務については、引き続き委託することを想定したうえで検討する。</li> </ul>
事業期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期的な目線で委託可否を検討し、すぐに委託が難しいと考えられる業務については、段階的に委託することを想定する。</li> </ul>
事業の競争性確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>競争環境を創出するという観点から、民間事業者等の参入意欲を高めるため委託範囲(事業規模)は広く想定する。</li> <li>業務を受託できる民間事業者等が1社等に限定され競争性が阻害されるような業務は対象外とすることを検討する。</li> </ul>
モニタリング・履行確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象業務に対する、地方公共団体におけるモニタリング・履行確認の実施体制を検討する必要がある。</li> </ul>

出典)国土交通省「下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン」(R5.3)

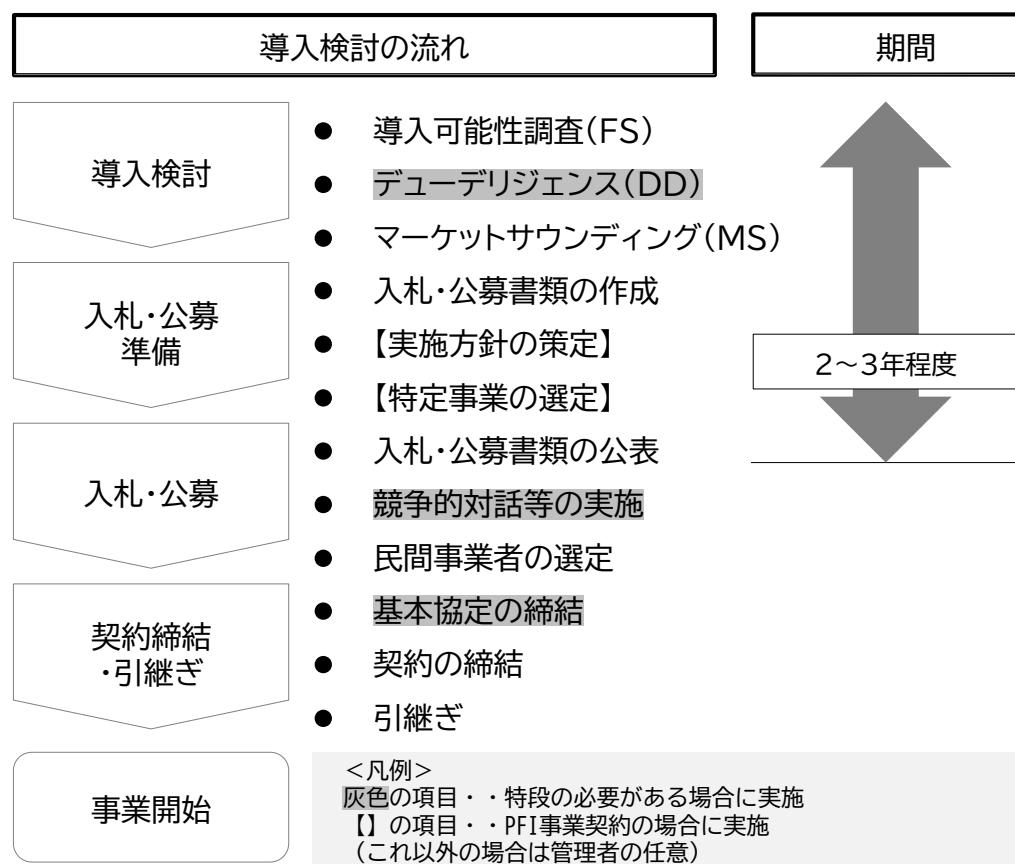
## 基礎編「第4章」4.2 「客観的な情報」の収集

- 対象施設や業務範囲の設定等に際し、「管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要」が発生する場合がある。
  - 管理者が、対外的に説明できることが必要である(形式等は問わない)。
- 
- 本ガイドライン3.1の「客観的な事情」(=管理者が客観的な情報に基づいて説明できること)が必要となる場合には、対外的に説明できる準備をしておく必要がある(形式等は問わない)
  - なお、「管理者の任意」部分については、「客観的な事情」は不要
  - 客観的な情報の一例は次の通り
    - FSやMSの結果や経過
    - 外部有識者に対し、結論ありきではなく、必要な情報を十分に説明した上で出された意見
    - VFM(Value for Money)の結果
  - FSやMS等を活用して客観的な情報を収集する場合、基礎編3.5.2のとおり、案1と案2を選択肢に挙げた上で、民間事業者等の参画意向等も踏まえて比較等が必要
  - 外部有識者に意見を求める場合も、断片的な情報ではなく検討に必要な情報を提示した上で意見を求め、案1と案2の差分について情報収集・整理する必要がある

## 基礎編「第5章」 入札・公募等

- 更新実施型・更新支援型とともに、受託者の選定に際し、総合評価方式(一般競争入札)、公募型プロポーザル方式(随意契約)等を選択できる。
  
  
  
  
- 更新実施型・更新支援型とともに、総合評価方式(一般競争入札)、公募型プロポーザル方式(随意契約)等を選択できるが、基本的に価格だけでなく提案内容も競争の上で受託者が選定される想定
- なお、更新実施型の場合、PFI事業契約が原則とされ、PFI事業契約の場合、図表3-2を参照
- レベル3.5は、長期契約、性能発注により、維持管理と更新を一体的にマネジメントする方式であることから、民間事業者等の技術力等を適切に評価して選定する必要があり、入札・公募書類の記載について、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しの結果や経過を反映することが重要
- 一般的な処理場等包括的民間委託の公募型プロポーザル方式の流れについては、「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン((公益社団法人公社)日本下水道協会、R2.6)」を参照
- なお、総合評価一般競争入札も公募型プロポーザル方式とほぼ同様の流れである

(再掲) 図表3-2 導入検討の流れ(一例)

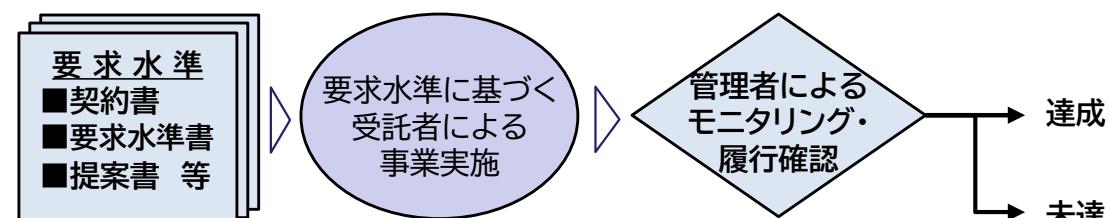


## 基礎編「第6章」 事業実施中

- 事業実施中の受託者によるセルフモニタリング、管理者によるモニタリングが重要である。また、必要に応じて第三者によるモニタリング等も組み合わせることも考えられる。これらにより、管理者にとって必要十分なモニタリング・履行確認を実施されたい。

- モニタリング・履行確認とは、受託者が契約等に規定された業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否か等を確認するもの
- モニタリング・履行確認で契約書や要求水準書に規定する内容等が充足されていないことが判明した場合、管理者は受託者に対して是正措置等を要求することができる
- レベル3.5は、長期契約(原則10年)、維持管理と更新(改築)の一体マネジメントが要件であり、これまでの包括的民間委託等よりも事業規模が大きくなりやすいこと等から、モニタリング・履行確認の必要性や重要性は高いことが考えられる
- また、性能発注(要求水準)の履行確認、リスク分担の具体的な調整・実現、プロフィットシェアの費用縮減分の確定や分配の調整・実現など、モニタリング・履行確認の役割・機能が要求される場面も多いと想定

図表 6-1 モニタリング・履行確認の重要性



## 基礎編「第7章」 事業終了時

- 事業終了時には、事後検証や次期に向けた引継ぎ等が必要となる。
  - 次期入札・公募の競争性確保等のため、受託者が事業終了時に必要な情報を管理者に受け渡すこと、管理者が受け取った情報を次期入札・公募に際し、開示すること等について、あらかじめ合意しておくことが望ましい。
- 
- 事業終了時には、事後検証や次期に向けた引継ぎ等が必要となり、次期入札・公募の競争性確保等のため、受託者が事業終了時に必要な情報を管理者に受け渡すこと、管理者が受け取った情報を次期入札・公募に際し、開示すること等について、あらかじめ合意しておくことが望ましい
  - 事後検証で、財政負担の軽減、サービスの向上等の効果や課題を明らかにした上で、次期について考えることとなるが、レベル3.5の後継としてレベル4を選択肢の一つに含めて検討することが望ましい
  - また、受託者は、管理者との間であらかじめ定めた要求水準等を充足する状態にして、施設等を管理者ないし次期受託者へ引き継ぐ必要がある
  - この際、受託者は、引継事項の整理を行った上で、管理者ないし次期受託者に対する引継ぎや技術指導を実施
  - 引継ぎに必要な事項の一例は次の通り
    - 運転操作マニュアル
    - 施設運転時における機能の発揮状態
    - 物品の在庫等
  - 引継事項は、管理者が具体化し、要求水準等に記載することで、管理者ないし次期受託者へ円滑に引き継ぐことが可能となると考えられる

# 先行事例(静岡県浜松市)

## 浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業

下水道

コンセッション方式(レベル4)

### 地方公共団体

管理者	静岡県浜松市
人口	総人口約78.2万人(R7.3)

### ウォーターPPPの概要

事業開始	平成30(2018)年4月
事業期間	20年
対象施設	処理場、ポンプ場
業務範囲	維持管理、改築等

### 民間事業者等

運営権者	浜松ウォーターシンフォニー株式会社(SPC)
代表企業	ヴェオリア・ジャパン株式会社
構成企業	ヴェオリア・ジェネット株式会社、JFEエンジニアリング株式会社、オリックス株式会社、須山建設株式会社、東急建設株式会社

### 効果・メリット等

VFM	約14.4%(優先交渉権者提案時)
運営権対価	25億円(0円以上に対し優先交渉権者が提案)
特徴等	<ul style="list-style-type: none"> <li>静岡県流域下水道移管を機に導入検討開始(体制補完)</li> <li>処理場とポンプ場の維持管理と改築を一体的に実施</li> <li>市内受益者間の公平性の観点から、使用者が支払う料金は、西遠処理区も他の処理区も同水準</li> <li>運営権者は改築の費用の一部を負担</li> <li>紛争が発生した場合の調整のため西遠協議会を設置</li> <li>附帯/任意事業による地域貢献(地域との連携や協働)</li> <li>下水道分野で1件目のコンセッション方式</li> </ul>

### 事業実施状況のモニタリング

運営権者のセルフモニタリング、市(管理者)のモニタリングを実施中  
(第三者が管理者のモニタリングを補完)



事業規模 約600億円(税抜)  
※事業期間20年の管理者と運営権者の総額

### 事業開始までのスケジュール(実績)

平成25 (2013) 年 4月～	導入可能性調査(FS)
平成26 (2014) 年 4月～	デューデリジェンス(DD)等
平成28 (2016) 年 2月	実施方針条例制定、実施方針策定
5月	募集要項等公表
平成29 (2017) 年 3月	優先交渉権者選定
10月	公共施設等運営権設定、実施契約締結
平成30 (2018) 年 4月	事業開始

(出典)静岡県浜松市資料等に基づき国土交通省作成

# 先行事例(高知県須崎市)

## 須崎市公共下水道施設等運営事業

下水道

コンセッション方式(レベル4)

### 地方公共団体

管理者	高知県須崎市
人口	総人口約1.9万人(R6.3)

### ウォーターPPPの概要

事業開始	令和2(2020)年4月
事業期間	19.5年
対象施設	処理場、管路(汚水) ※ [包括委託] 漁集排等 [委託(仕様発注)] ポンプ場(雨水)、管路(雨水)
業務範囲	維持管理等

### 民間事業者等

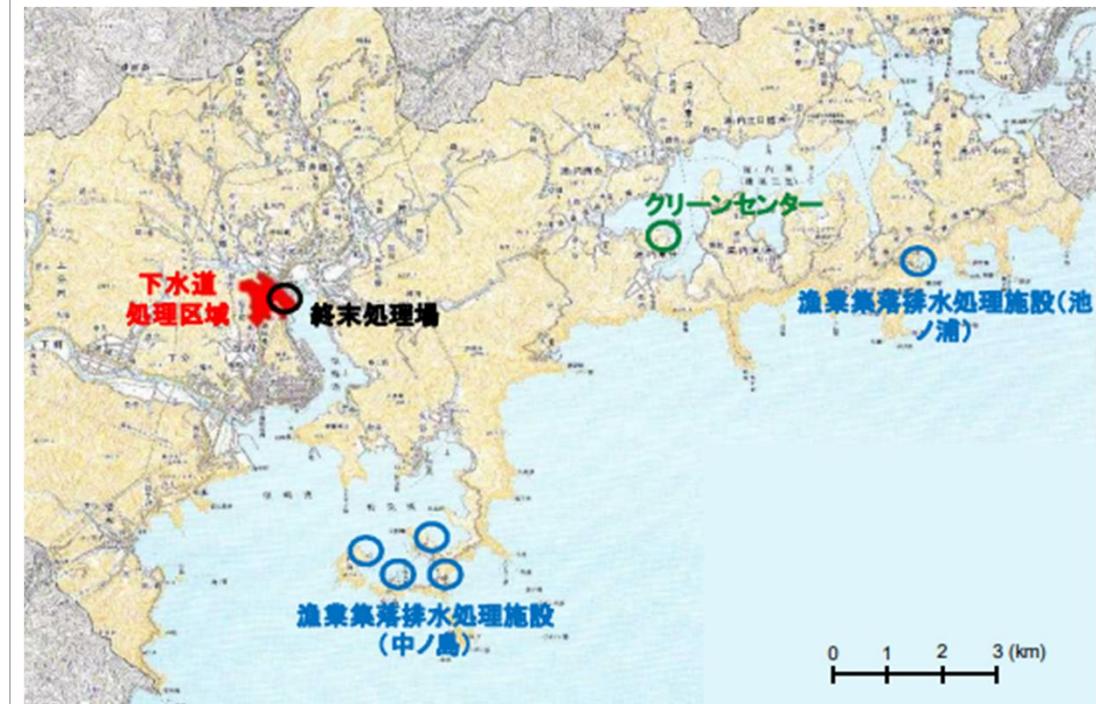
運営権者	株式会社クリンパートナーズ須崎(SPC)
代表企業	株式会社NJS
構成企業	(株)四国ポンプセンター、日立造船中国工事(株)、 (株)民間資金等活用事業推進機構、(株)四国銀行

### 効果・メリット等

VFM	約7.6%(優先交渉権者選定時)
運営権対価	0円
特徴等	・運営権者の収入は利用料金(下水道使用料内数)とサービス対価で構成される(混合型) ・公共下水道(汚水)と市所管インフラ維持管理を連携(同一受託者(運営権者)が実施)※改築は含まない ・処理場は事業期間中にコンセッション方式に移行 ・下水道分野で2件目のコンセッション方式

### 事業実施状況のモニタリング

運営権者のセルフモニタリング、市(管理者)のモニタリングを実施中  
令和6年度に中間評価委員会(第三者)によるモニタリングを実施



### 事業開始までのスケジュール(実績)

平成28 (2016) 年 6月 10月～	PFI法第6条に基づく民間提案導入可能性調査(FS)
平成29 (2017) 年 5月～ 12月	デューデリジェンス(DD)等 実施方針条例制定
平成30 (2018) 年 2月 8月	実施方針公表 募集要項等公表
平成31 (2019) 年 1月 令和元 (2019) 年12月	優先交渉権者選定 公共施設等運営権設定、実施契約締結
令和 2 (2020) 年 4月	事業開始



# 先行事例(神奈川県三浦市)

## 三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業

下水道

コンセッション方式(レベル4)

### 地方公共団体

管理者 神奈川県三浦市

人口 総人口約3.9万人(R7.3)

東部処理区 約1.5万人(R4.3)

### ウォーターPPPの概要

事業開始 令和5(2023)年4月

事業期間 20年

対象施設 処理場、ポンプ場、管路施設等

業務範囲 維持管理、改築等

### 民間事業者等

運営権者 三浦下水道コンセッション株式会社

代表企業 前田建設工業株式会社

構成企業 東芝インフラシステムズ株式会社、株式会社クボタ、  
日本水工設計株式会社、  
株式会社ウォーターエージェンシー

### 効果・メリット等

VFM 約4.1%(優先交渉権者提案時)

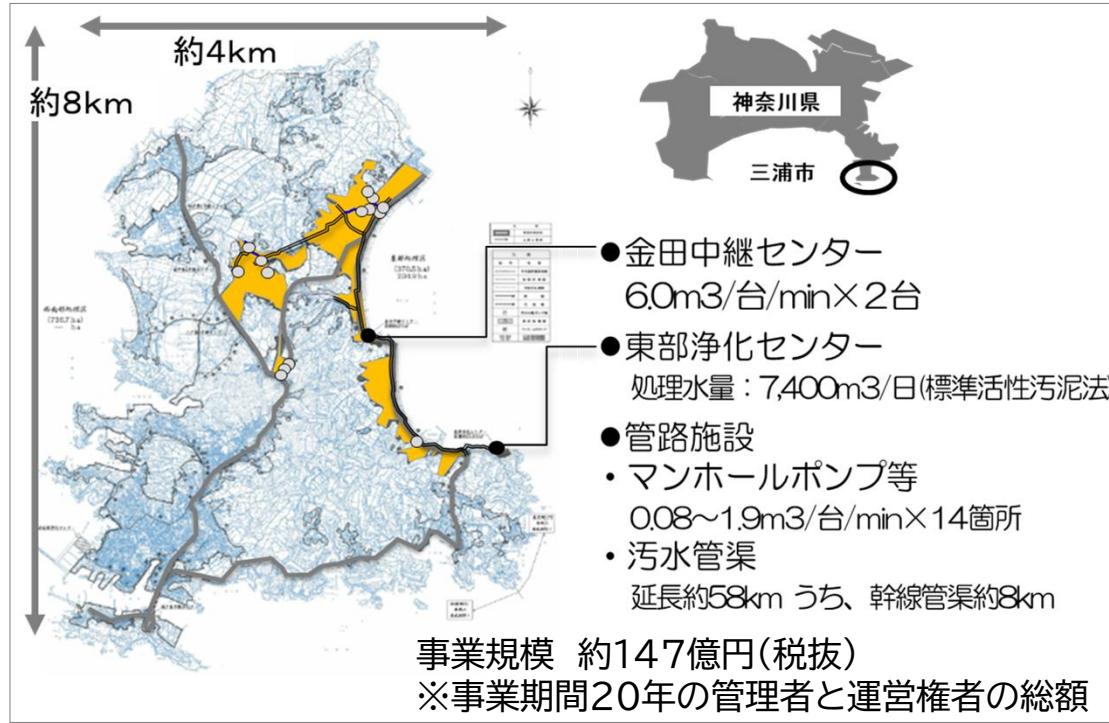
運営権対価 1,000万円

特徴等

- 「施設の老朽化に伴う点検・更新に係る費用の増大」、「人口減少による下水道使用料収入の減少」等の課題に対し、「民間事業者の経営の手法などを効果的に取り込むことで、市の財政負担の軽減や事業継続に向けた体制の維持・強化」等を見込む
- 下水道分野で4件目のコンセッション方式であり、初めて管路施設の改築等までのすべてを含む

### 事業実施状況のモニタリング

運営権者のセルフモニタリング、管理者のモニタリングを実施中



### 事業開始までのスケジュール(実績)

平成27 (2015) 年 ~	導入可能性調査(FS)
平成29 (2017) 年 ~	デューデリジェンス(DD)等
令和 2 (2020) 年 10月	実施方針(案)公表
令和 3 (2021) 年 3月	実施方針条例制定
4月	実施方針公表
7月	募集要項等公表
令和 4 (2022) 年 7月	優先交渉権者選定
9月	公共施設等運営権設定
12月	実施契約締結
令和 5 (2023) 年 4月	事業開始

## 先行事例(茨城県守谷市)

## 守谷市上下水道施設管理等包括業務委託

水道

下水道

#### 管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)

管理者	茨城県守谷市
人口	総人口約7.0万人(R6.3)
ウォーターPPPの概要	
事業開始	令和5(2023)年4月
事業期間	10年
対象施設	配水場、処理場、ポンプ場、農集排
業務範囲	維持管理、更新計画案作成、CM(設計、施工監理)等
民間事業者等	

代表企業	株式会社ウォーターエージェンシー
構成企業	株式会社オリエンタルコンサルタンツ、 株式会社中央設計技術研究所

効果・メリット等	
特徴	<ul style="list-style-type: none"><li>運転維持管理情報に基づく効果的な修繕計画、ストックマネジメント、アセットマネジメント計画立案</li><li>運転維持管理企業とコンサル企業連携による実効性ある事業運営</li></ul>

効果	<ul style="list-style-type: none"><li>施設の老朽化等に対応する実施体制の確保、ストック情報基盤の整備、安定した事業費の確保</li><li>ICT/IoT技術の導入等(設備投資)による作業の省力化・効率化</li><li>長期契約、管理と更新一体マネジメントによる施設管理の最適化</li><li>コンサルとOM企業の連携によるDX基盤で、課題解決の迅速化</li></ul>
----	---

## 事業実施状況のモニタリング

管理者によるモニタリングを実施中



事業規模(契約金額) 約73億円(税込)

## 【水道】 守谷配水場、関連水道施設

【下水道】 守谷浄化センター、関連ポンプ場

## 【農集排】 西板戸井地区農集排処理施設、関連ポンプ場

#### 事業開始までのスケジュール(実績)

令和3（2021）年～

## 公募型プロポーザルの実施要領(案)、業務委託契約書(案)、要求水準書(案)を作成

令和4（2022）年 9月

公募型プロポーザル公告

11月

優先交涉権者決定

12月

契約締結

令和5(2023)年4月

事業開始

(出典)茨城県守谷市資料等に基づき国土交通省作成

# 先行事例(神奈川県(箱根地区))

## 箱根地区水道事業包括委託(第3期)

水道

管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)

### 地方公共団体

管理者 神奈川県企業庁

人口 総人口約1.1万人(R5.3)

給水人口 約0.5万人(R5.3)

### ウォーターPPPの概要

事業開始 令和6(2024)年4月

事業期間 10年

対象施設 浄水場、ポンプ所、配水池、管路施設等

業務範囲 維持管理、更新計画案作成、更新等

### 民間事業者等

受託者 箱根水道パートナーズ株式会社(SPC)

代表企業 月島JFEアクアリューション株式会社

構成企業 株式会社デック、ヴェオリア・ジェネツツ株式会社、神奈川県管工事業協同組合

### 効果・メリット等

特徴

- 委託期間を5年から10年に延伸し、受託者が箱根管内の水道施設の状況を十分に考慮した上で、水道施設更新に係る計画案を立案することで、受託者がさらなる水道事業運営ノウハウの習得を可能にするとともに、発注者側の業務負担軽減にも寄与

効果

- 予防保全の促進や対応の迅速化により市民への提供サービスの向上
- 長期安定的な業務量の確保による経営の安定化、包括化による効率化、創意工夫による収益性の向上
- 地域住民の雇用創出、地元企業の参入による地域活性化

### 事業実施状況のモニタリング

受託者のセルフモニタリング、管理者のモニタリングを実施中



### 事業開始までのスケジュール(実績)

令和5 (2023) 年 5月	募集要項等資料の公表
7月	現地確認
8月	提出書類の受付
10月	選定事業者決定通知
11月	特別目的会社(SPC)の設立
12月	事業契約の締結
令和6 (2024) 年 4月	事業開始

(出典)神奈川県資料等に基づき国土交通省作成

# 先行事例(宮城県利府町)

## 利府町上下水道事業包括的民間委託

水道

下水道

管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)

### 地方公共団体

管理者 宮城県利府町

人口 約3.6万人(R7.4)

### ウォーターPPPの概要

事業開始 令和7(2025)年4月

事業期間 10年

対象施設 水道:浄水場、管路、ポンプ場、配水池等

下水道:ポンプ場、管路等

業務範囲 維持管理、更新計画案作成、CM(設計、施工監理)等

### 民間事業者等

受託企業 株式会社Rifレックス(SPC)

代表企業 株式会社日水コン

構成企業 株式会社データベース、株式会社宅配、株式会社NSC  
テック

### 効果・メリット等

- 町内の上下水道施設すべてが対象
- 維持管理全般の日常業務から蓄積したデータを元に、更新・維持管理の計画、設計までをワンストップで実施
- フェーズ設定により目標を明確に受託者へ共有することでより効率的・効果的な官民連携を実現

**効果**

- 官民のシームレスな関係構築による技術・知識の融合や、官民対話による職員のモチベーション向上等の効果
- SPCが主体となって検討が進み業務の円滑な遂行への取組が進行
- 窓口対応や契約事務等の事務負担軽減により、職員がコア業務に専念

### 事業実施状況のモニタリング

受託者のセルフモニタリング、管理者のモニタリングを実施中

### ■委託対象施設の位置図

契約金額 約31億円(税抜) ※事業期間10年間の総額



### 事業開始までのスケジュール(実績)

令和 6 (2024) 年 8月	募集要項等資料の公表
10月	企画提案書の提出
11月	優先交渉権者決定
12月	契約締結
令和 7 (2025) 年 4月	事業開始

(出典)宮城県利府町資料等に基づき国土交通省作成

# 先行事例(大阪府大阪市)

## 大阪市下水道施設包括的管理業務委託

下水道

管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)

### 地方公共団体

管理者	大阪府大阪市
人口	総人口約282万人(R7.9)

### ウォーターPPPの概要

事業開始	令和7(2025)年9月 ※契約変更
事業期間	17年 ※原則10年の例外に該当
対象施設	処理場、ポンプ場、管路
業務範囲	維持管理、更新計画案作成

### 民間事業者等

受託者	クリアウォーターOSAKA株式会社(100%官出資会社)
代表企業	同上
構成企業	-

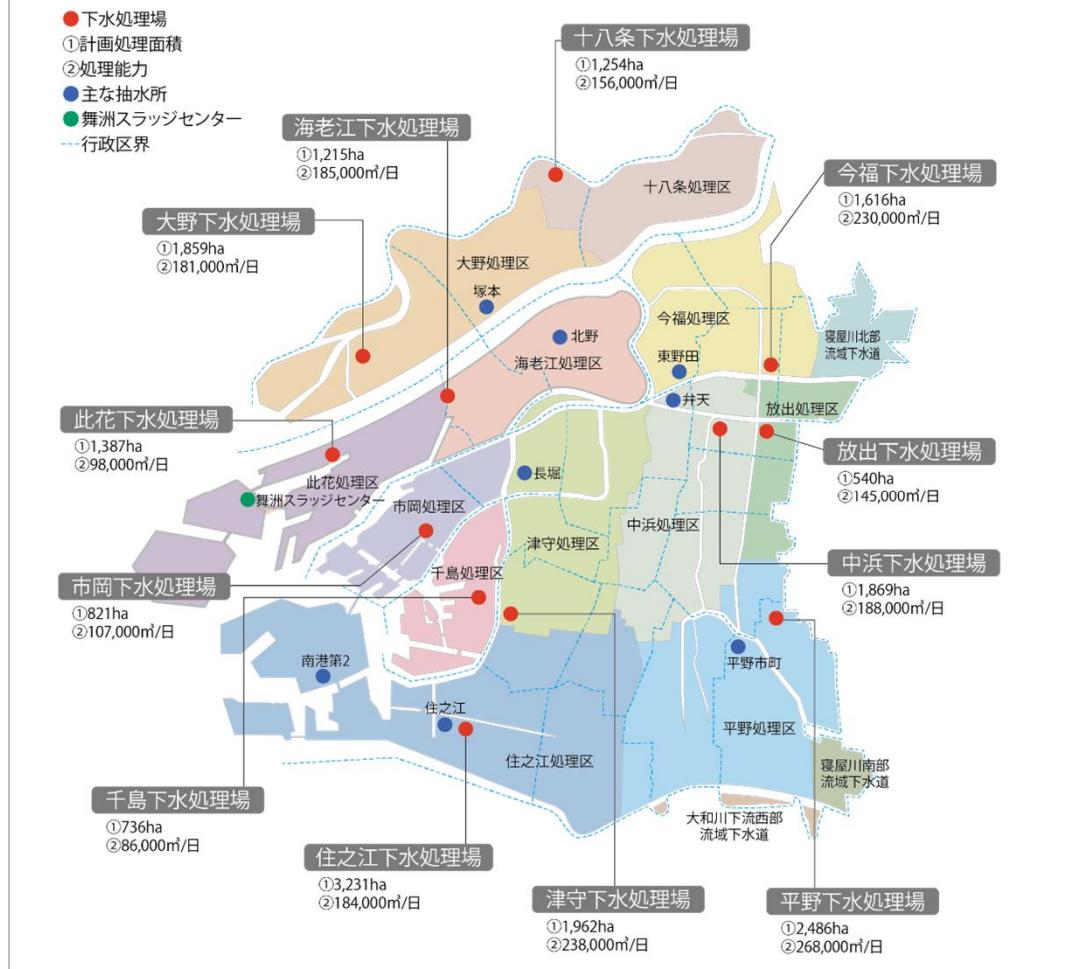
### 効果・メリット等

特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約変更(委託業務範囲の拡大)により事業期間20年の包括的民間委託(レベル3)から管理・更新一体マネジメント方式へと移行</li> <li>最終的にコンセッション方式導入を目指す</li> <li>受託者は100%官(市)出資会社</li> </ul>
----	---

効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>20年間の長期契約で約320億円の費用縮減(見込み)</li> <li>受託者の中長期的観点での人材育成による技術力向上</li> <li>受託者と民間事業者の連携による技術開発や新技術導入の促進で、高い技術力を確保や更なる業務効率化</li> <li>契約変更で「更新計画案作成業務」を追加し、維持管理と更新(改築)を一体的にマネジメントすることで、より一層の業務効率化を期待</li> </ul>
----	---

### 事業実施状況のモニタリング

受託者のセルフモニタリング、管理者のモニタリングを実施中



### 事業開始までのスケジュール(実績)

令和 4 (2022) 年 4月

令和 7 (2025) 年 9月

事業開始(20年間)

契約変更(レベル3.5へ移行)

(出典)大阪府大阪市資料等に基づき国土交通省作成

# ご清聴ありがとうございました。

「水の官民連携」(ウォーターPPP)に関するお問い合わせは・・・

- ・地方公共団体向け窓口 [hqt-sewerage-waterppp@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-sewerage-waterppp@gxb.mlit.go.jp)
- ・民間事業者等向け窓口 [hqt-sewerage-waterppp-private@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-sewerage-waterppp-private@gxb.mlit.go.jp)

(お問い合わせ先)

国土交通省 水管理・国土保全局

上下水道審議官グループ 上下水道企画課 管理企画指導室